

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年10月14日提出
【計算期間】	第32期(自 2022年1月21日至 2022年7月20日)
【ファンド名】	野村ファンドラップ外国株 Aコース 野村ファンドラップ外国株 Bコース
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【電話番号】	03-6387-5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。

①日本を除く世界の株式市場のパフォーマンスを中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行います。

◆複数の投資信託証券（ファンド）への投資を通じて、世界の株式[※]に幅広く分散投資することにより、日本を除く世界の株式市場のパフォーマンスを中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行ないます。

※新興国の企業の発行する株式（新興国株式）を含みます。

②野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（NFRC）が行なう投資信託証券の評価等による助言に基づき、定性評価・定量評価等を勘案し、世界の中から株式の運用において優れていると判断した投資信託証券（ファンド）に分散投資します。

◆運用にあたっては、ファンドの評価を専門的に行なっている「野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（NFRC）」の助言に基づき、世界の中から選んだ複数の運用会社の優れていると判断したファンドに分散投資を行ないます。

③為替変動リスクをヘッジ(軽減)するAコースと、ヘッジしないBコースがあります。

④年2回の決算時（原則1月・7月の各20日）に基準価額水準等を勘案して分配します。

◆ファンドは、原則として1月・7月の各20日（同日が休業日の場合は翌営業日）に決算・分配を行なうことを基本とします。

各ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券は、ファミリーファンド方式[※]で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。

※ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマ

指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分省略して記載する場合があります。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村ファンドラップ^o外国株 Aコース)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を除く)		
一般				
大型株	年2回			
中小型株		日本		
	年4回			
債券		北米	ファミリーファンド	あり
一般	年6回			(フルヘッジ)
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
()		オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他			
()		アフリカ		
その他資産				
(投資信託証券				
(株式 一般))		中近東 (中東)		
資産複合		エマージング		
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

（野村ファンドラップ外国株 Bコース）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
		その他資産 ()
追 加 型	内 外	資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリーファンド	あり ()
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回 (隔月)	欧州		
債券	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
一般	日々	オセアニア		
公債	その他 ()	中南米		
社債		アフリカ		
その他債券 クレジット属性 ()		中近東 (中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔独立した区分〕

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

〔補足分類〕

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

〔投資対象資産による属性区分〕

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

〔決算頻度による属性区分〕

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1)日経225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

〔特殊型〕

(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

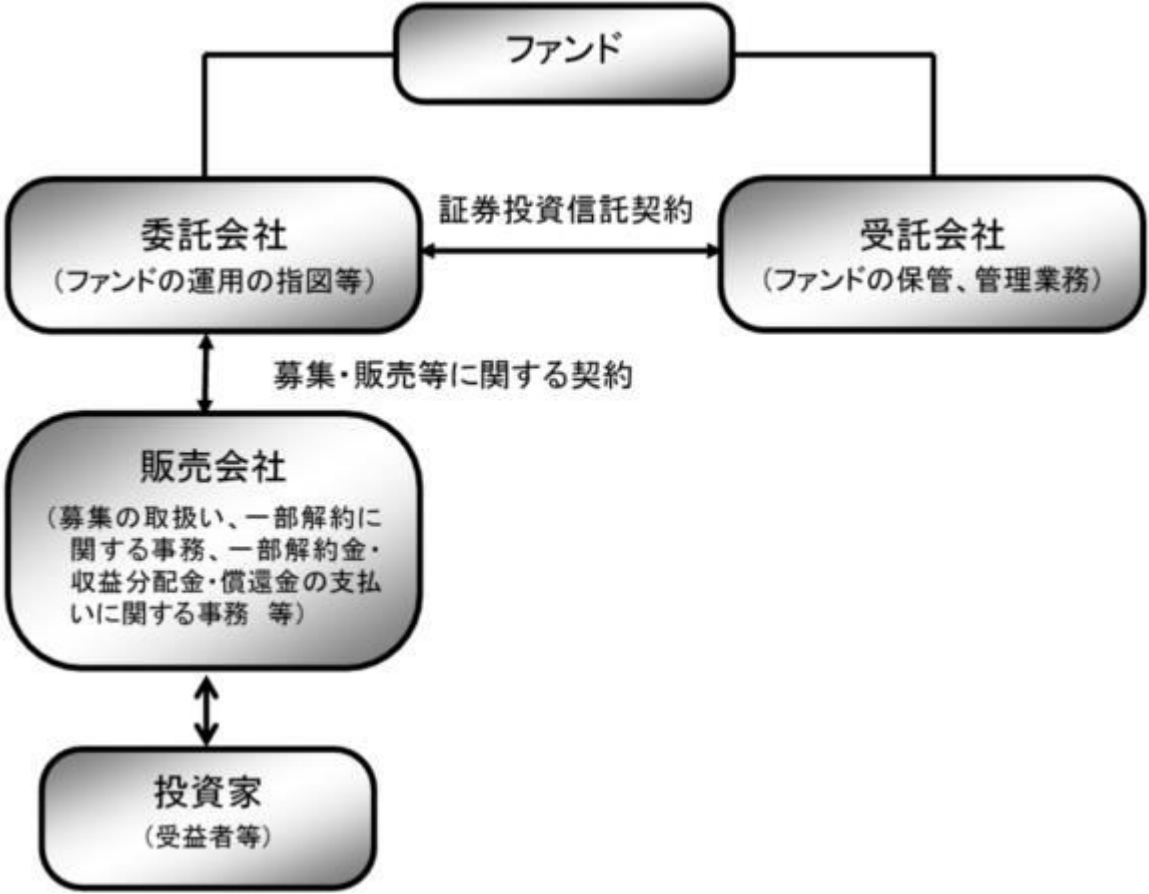
(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2006年10月4日

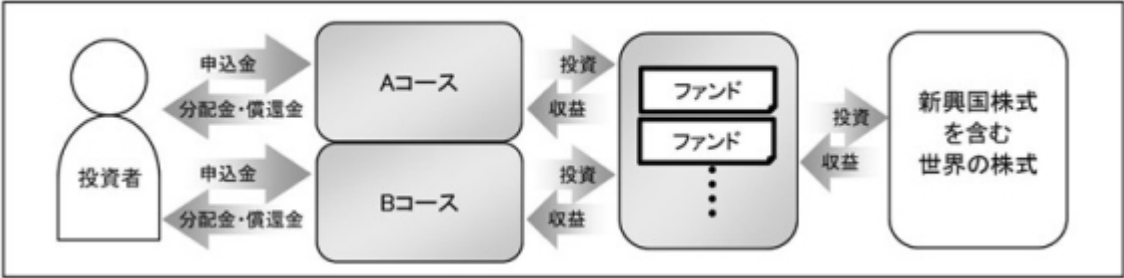
信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	野村ファンドラップ外国株 Aコース 野村ファンドラップ外国株 Bコース
委託会社 (委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社 (受託者)	野村信託銀行株式会社

●ファンドは、複数の投資信託証券(ファンド)を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。



■委託会社の概況(2022年8月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1]信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行ないます。

◆日本を除く世界の株式市場のパフォーマンスを中長期的に上回る投資成果を目指して運用を行ないます。

[2] 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（NFRC）が行なう投資信託証券の評価等による助言に基づき、定性評価・定量評価等を勘案し、世界の株式の運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行ないます。

◆投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。

なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

[3]投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

◇投資信託証券への投資を通じて、実質的な株式(当該投資信託証券が実質的に保有する株式を勘案します。)の組入れが高位となることを目途として、投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。

[4] 「Bコース」はMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（除く日本、円換算ベース）^{※1}をベンチマークとします。なお「Aコース」についてはMSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（除く日本、円ヘッジベース）^{※2}を参考指数とします。

※1 「MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（除く日本、円換算ベース）」は、MSCI All Country World Index ex Japanをもとに、委託会社が円換算したものです。

※2 「MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス（除く日本、円ヘッジベース）」は、MSCI All Country World Index ex Japanをもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

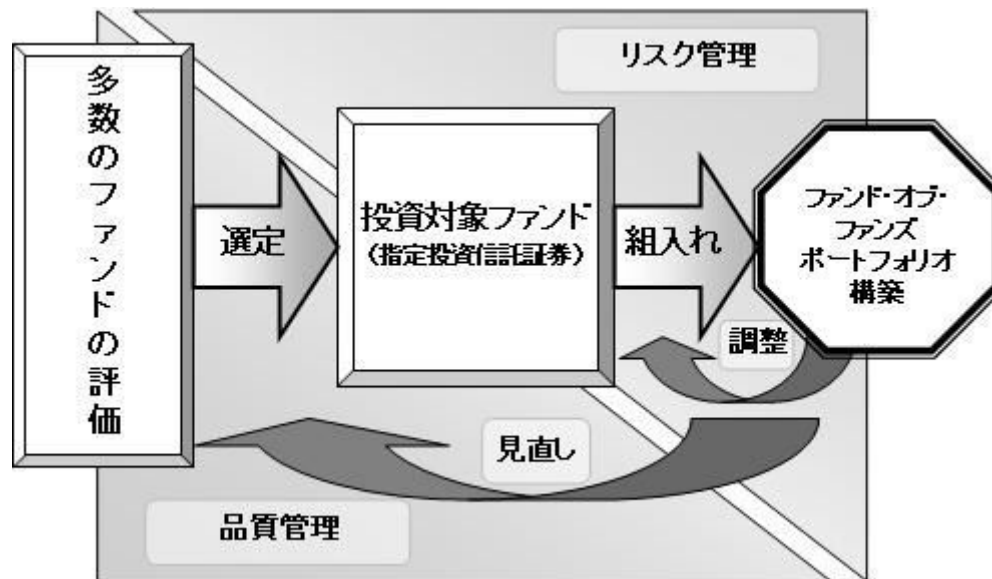
◇ベンチマークまたは参考指数は株式市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

※ MSCI All Country World Index ex Japan は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

[5]投資対象ファンドの選定やポートフォリオ構築に際しては、定性評価を重視し、ファンド間の投資手法の違いにも着目して、幅広い収益機会を追求できるよう、配慮します。

[6]投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質[※]の維持・向上を目指します。
※運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいます。

[ファンド・オブ・ファンズの運用プロセス(イメージ図)]



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(参考)野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（NFRC）について

野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（NFRC）は、投資信託、年金運用機関、オルタナティブ(代替)投資商品など、様々な運用商品・運用機関の分析・評価を主たる業務

とする、野村グループの投資顧問会社です。

（２）【投資対象】

世界の株式に実質的に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。

※各ファンドは、主として、世界の株式（新興国の企業の発行する株式（新興国株式）を含みます。）を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資します。

なお、デリバティブの直接利用は行ないません。

各ファンドが投資する投資信託証券は、外貨建資産の為替ヘッジ方針について、各々以下のものに限定することを基本とします。

【Aコース】

- 実質的な外貨建資産について、為替ヘッジ（新興国通貨等に対する先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）を行なうことを基本とするもの。
- 実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託または当該投資信託が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円での為替ヘッジ（新興国通貨等に対する先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）を行なうことを基本とするもの。
- 上記に類するもの。

【Bコース】

- 実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行なわないことを基本とするもの。
- 上記に類するもの。

- ◆世界の株式を投資対象とする円建てあるいは外貨建ての上場投資信託証券（ETF）に投資する場合があります。Aコースにおいて外貨建てのETFに投資する場合には、原則として当該ETFを通じて実質的に保有する外貨建資産に対して、当該ETFの対象指数やベンチマークの通貨配分をベースに為替ヘッジ（新興国通貨等に対する先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）を行なうなど為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

◇各ファンドは、各々以下に示す投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

Aコースの指定投資信託証券	Bコースの指定投資信託証券
グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF （適格機関投資家専用）	グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドFB （適格機関投資家専用）
野村DFA海外株式バリュートファンドF （適格機関投資家専用）	野村DFA海外株式バリュートファンドFB （適格機関投資家専用）
サンズ・グローバル・エクイティ（除く日本）F （適格機関投資家専用）	サンズ・グローバル・エクイティ（除く日本）FB （適格機関投資家専用）
ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）F（適格機関投資家専用）	ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）FB（適格機関投資家専用）
野村ウエリントン・グローバル・オポチュニスティック・バリュート（除く日本）F（適格機関投資家専用）	野村ウエリントン・グローバル・オポチュニスティック・バリュート（除く日本）FB（適格機関投資家専用）
ベイリー・ギフォード米国成長株ファンドF（適格機関投資家専用）	ベイリー・ギフォード米国成長株ファンドFB（適格機関投資家専用）
MFS欧州株ファンドF（適格機関投資家専用）	MFS欧州株ファンドFB（適格機関投資家専用）
ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）	ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドFB（適格機関投資家専用）
ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンドF＜外国籍投資信託＞	ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンドFB＜外国籍投資信託＞
iシェアーズ MSCI ACWI ETF＜外国籍投資信託＞	
iシェアーズ・エッジMSCIワールド・クオリティ・ファクターUCITS ETF＜外国籍投資法人＞	
iシェアーズMSCI米国・バリュート・ファクター ETF＜外国籍投資信託＞	
iシェアーズ・エッジMSCIヨーロッパ・バリュート・ファクターUCITS ETF＜外国籍投資法人＞	
インベスコ QQQ信託シリーズ1＜外国籍投資信託＞	
ノムラアカディアン新興国株ファンドF（適格機関投資家専用）	ノムラアカディアン新興国株ファンドFB（適格機関投資家専用）
GIMエマージング株式フォーカスF（適格機関投資家専用）	GIMエマージング株式フォーカスFB（適格機関投資家専用）

ティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式ファンドF（適格機関投資家専用）	ティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式ファンドFB（適格機関投資家専用）
ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ－新興国株式FC＜外国籍投資信託＞	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ－新興国株式FD＜外国籍投資信託＞

※上記は2022年10月14日現在の指定投資信託証券の一覧です。今後、上記指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

※指定投資信託証券の名称について「（適格機関投資家専用）」の部分を省略して記載する場合があります。

※上記指定投資信託証券は世界の株式を実質的な投資対象とする指定投資信託証券であり、同一行にある指定投資信託証券（例えば「グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF」と「グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドFB」）は、為替ヘッジ方針が異なるのみで、その他の実質的な運用方針は基本的に同一のものであります。

これら二つの指定投資信託証券をまとめて、例えば「グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF/FB」と表記する場合があります。

為替ヘッジ、収益分配方針については以下の通りとなります。

	Aコース	Bコース
	為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
分配なし	F	FB
分配あり	FC	FD

①投資の対象とする資産の種類(約款第17条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)
のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲
げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券
と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きま
す。）
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益
証券に限ります。）

なお、第4号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻
し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことがで
きるものとします。

③金融商品の指図範囲(約款第18条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみ
なされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係
法人、信託報酬等について、2022年10月14日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです(個
別に時点の記載がある場合を除きます。）。

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があり
ます。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

投資の基本方針のうち＜収益分配方針＞につきましては、以下の通りです。

[各F／FB]

- ・運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

[各FC／FD]

- ・各投資信託証券により異なります。

詳しくは、各投資信託証券の「(E)投資方針等 (4)収益分配方針」をご覧ください。

※指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

※指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

グローバル・エクイティ (除く日本)・ファンドF/FB (適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるグローバル・エクイティ（除く日本）・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF（「F」といいます。）は、MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)^{※1}をベンチマークとします。また、グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドFB（「FB」といいます。）は、MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)^{※2}をベンチマークとします。

※1 「MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）」は、MSCI-KOKUSAI指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ファンドは、「グローバル・エクイティ（除く日本）・マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限（2009年4月9日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	G Q G ・ パートナース ・ エルエルシー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.785%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①株式への投資にあたっては、企業の財務状況および収益性、株式の流動性等の観点から、定量的に投資候補銘柄を選別します。
- ②投資候補銘柄について、個別銘柄のファンダメンタルズ分析に基づき、国・地域や業種の分散を勘案したポートフォリオを構築します。
- ③株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。
- ④Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ⑤FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥GQG・パートナーズ・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑦資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑥新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑦同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑧同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

野村DFA海外株式バリューファンドF/FB（適格機関投資家専用）**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託である野村DFA海外株式バリューマザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

(B) 信託期間

無期限（2020年10月8日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・エル・ピー ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド ディエフエー・オーストラリア・リミテッド ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・ピーティーイー・リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.40%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

日本を除く世界各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①株式への投資にあたっては、企業の収益性および時価総額、株式の割安性等の観点から定量的に投資候補銘柄を選別します。

②株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

③Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④下記投資顧問会社にマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

- ・ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・エル・ピー
- ・ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド
- ・ディエフエー・オーストラリア・リミテッド
- ・ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・ピーティーイー・リミテッド

⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

④投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

- ⑥外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑦新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑧同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑨同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

サンズ・グローバル・エクイティ（除く日本）F/FB（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるサンズ・グローバル・エクイティ（除く日本）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

(B) 信託期間

無期限（2021年4月8日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	サンズ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.65%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①株式への投資にあたっては、個別企業の調査・分析等に基づいたボトムアップアプローチにより、企業の経営戦略や財務戦略などを通じて長期的な株主資本成長や利益成長が期待できる銘柄を選定します。
- ②株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ③Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④サンズ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑥外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑦新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑧同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑨同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。
- ⑪一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）F/FB（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

(B) 信託期間

無期限（2021年10月7日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ウィリアム・ブレア・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.65%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①株式への投資にあたっては、定量分析により銘柄群の絞込みを行なった後、マクロ経済見通し等を考慮しつつ、企業の質、バリュエーション、収益のトレンドなどの観点から分析を行ない、成長力とバリュエーションのバランスを勘案して組入銘柄を決定します。
- ②株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ③Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ④ウィリアム・ブレア・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑥外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑦新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑧同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑨同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

野村ウエリントン・グローバル・オポチュニスティック・バリュー（除く日本）F/FB（適格機関投資家専用）**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託である野村ウエリントン・グローバル・オポチュニスティック・バリュー（除く日本）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

(B) 信託期間

無期限（2022年4月7日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

マザーファンドの 投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
--------------------	-----------------------------

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.65%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く世界各国（新興国を含みます。）の株式（DR（預託証券）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①株式への投資にあたっては、短期的に株価が大きく下落した銘柄のうち、財務の健全性や成長性があると判断される銘柄について、株価下落の要因と今後の株価上昇の可能性を分析し、投資候補銘柄を選定します。
- ②株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ③Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤同一銘柄の上場投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑦外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑧新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑨同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑩同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内と

します。

- ⑪一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑫一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

ベイリー・ギフォード米国成長株ファンドF／FB (適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

ファンドは親投資信託である三菱UFJ国際 ベイリー・ギフォード米国成長株マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、主に米国の金融商品取引所等に上場や登録等をされている株式等（DR（預託証書）を含みます。以下同じ。）に実質的に投資を行い、主として中長期的な値上がり益の獲得をめざします。なお、米国外の金融商品取引所等に上場や登録等をされている、収益の源泉や資産の大部分を米国に置く企業の株式等にも、信託財産の純資産総額の15%を上限として実質的に投資を行う場合があります。株式等の運用にあたっては、ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。また、ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドは委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、ベイリー・ギフォード・アジア（香港）・リミテッドに更に委託することができます。

(B) 信託期間

無期限（2021年4月8日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	三菱UFJ国際投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.65%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産か

ら支払います。

(四) 投資方針等

(1) 投資対象

三菱ＵＦＪ国際 ベイリー・ギフォード米国成長株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①三菱ＵＦＪ国際 ベイリー・ギフォード米国成長株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場や登録等をされている株式等（ＤＲ（預託証書）を含みます。以下同じ。）に投資を行います。なお、マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国外の金融商品取引所等に上場や登録等をされている、収益の源泉や資産の大部分を米国に置く企業の株式等にも、信託財産の純資産総額の15%を上限として投資を行う場合があります。

②マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

③

「Ｆ」実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。

「ＦＢ」実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 主な投資制限

①株式への実質投資割合に制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑧有価証券先物取引等は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

⑨スワップ取引は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。

⑩外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

⑪デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑫一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分

の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

MFS欧州株ファンドF／FB（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

各ファンドは、MFS欧州株 マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式を中心に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

MFS欧州株ファンドF（「F」といいます。）はMSCI ヨーロッパ インデックス (円ヘッジベース) をベンチマークとし、MFS欧州株ファンドFB（「FB」といいます。）はMSCI ヨーロッパ インデックス (円ベース) をベンチマークとします。

各ファンドは、「MFS欧州株 マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（2007年4月5日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	MFS インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
Fおよび マザーファンドの 投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に税抜年0.649%の率を乗じて得た金額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

欧州の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 欧州の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式を実質的な主要投資対象とし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ② マザーファンドにおける具体的な銘柄の選定にあたっては、「独自のリサーチによる個別企業のファンダメンタル分析に基づく銘柄選択こそが、優れた運用成果を中長期的に獲得するための最良の運用手法である」との投資哲学のもと、徹底したボトムアップ・アプローチによりアクティブに投資を行います。実際に企業リサーチを行うアナリスト自身が“ベスト・アイデア銘柄”を持ち寄ってポートフォリオを運用します。
- ③ 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ④ Fの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジは、原則としてマザーファンドのベンチマークであるMSCIヨーロッパ インデックスの通貨配分に準じて行います。
FBの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図（国内の短期金融資産の運用の指図に係る権限を除きます。）ならびにFの為替ヘッジの指図に関する権限を委託します。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF/FB(適格機関投資家専用)**(A) ファンドの特色**

ファンドは、親投資信託であるティー・ロウ・プライス 海外株式マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界各国の株式（エマージング・マーケットも含みます。）に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

ファンドは、「ティー・ロウ・プライス 海外株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（2019年4月4日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行
Fおよびマザーファンドの 投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド ティー・ロウ・プライス（カナダ）、インク *マザーファンドのみ

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.792%以内の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して税抜年0.1%を上限として信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

日本を除く世界各国の株式（エマージング・マーケットも含みます。）を実質的な投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の株式（エマージング・マーケットも含みます）の中で、成長性が高いと判断される企業の株式を中心に投資を行います。
- ②マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、上場会社の普通株式および優先株、新株予約権付社債、米国預託証券(ADR)、欧州預託証券(EDR)、グローバル預託証券(GDR)といった株関連の証券へ投資をします。
- ③マザーファンド受益証券における銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ」を重

視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライス^{*}のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。

*委託会社およびその関連会社をいいます。

- ④Fの実質組入外貨建資産については、原則として対円への為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基

本とします。なお、為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該通貨との相関等を勘案し、他の通貨による代替ヘッジを行う場合があります。FBの実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

⑤市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①株式への実質投資割合には、制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

③デリバティブの実質利用はヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。

④外国為替予約取引の実質利用は為替変動リスクを回避するために行うことができます。

⑤投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ノムラ・ワールド (除く日本) エクイティ・ファンドF/FB

(A) ファンドの特色

ファンドは、主として日本を除く世界各国の上場株式に実質的に投資を行うことにより、ベンチマーク指数を上回る収益の確保を目指します。ファンドは、ケイマン諸島籍契約型外国投資信託 (円建て) であり、以下の2つのクラスがあります。

①F: 円以外の外貨建て通貨については、対円での為替ヘッジを実質的に行うことを基本とします。Fのベンチマークは、MSCIロクサイ・インデックス (円ヘッジベース) です。

②FB: 円以外の外貨建て通貨については、対円での為替ヘッジを実質的に行わないことを基本とします。FBのベンチマークは、MSCIロクサイ・インデックス (円ベース) です。

(B) 信託期間

無期限 (2015年4月9日設定)

(C) ファンドの関係法人

	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社

副投資顧問会社	ホチキス・アンド・ワイリー・キャピタル・マネジメント・エルエルシー
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額の0.60%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息等を負担する場合があります。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

日本を除く先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①独自のリサーチに基づき、将来のキャッシュフローの割引現在価値に対して割安な銘柄に投資します。

②株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

③Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④ホチキス・アンド・ワイリー・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに運用の権限の一部を委託します。

⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建て資産への実質投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

iシェアーズ MSCI ACWI ETF

(A) ファンドの特色

先進国および新興国の大型および中型株式を主要投資対象とし、MSCI オール・カンントリー・ワールド・インデックス

（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B) 信託期間

無期限（設定日：2008年3月26日）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
受託会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D) 管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.32%（年率）とします。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

先進国および新興国の大型および中型株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① ファンドは、先進国および新興国の大型および中型株式によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。
- ② ブラックロック・ファンド・アドバイザーズは、ファンドの運用につき代表サンプリング戦略を使用します。代表サンプリングとは、全体としてインデックスの代表サンプルと類似する投資プロファイルを有する証券の代表サンプルに投資する指数戦略をいいます。
- ③ 市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ① 資産の少なくとも80%は対象指数に含まれる証券に投資します。
- ② ファンドの資産の75%について、1発行体への投資はファンドの資産の5%以内とします。

iシェアーズ・エッジMSCIワールド・クオリティ・ファクターUCITS ETF

(A) ファンドの特色

高いクオリティ特性を持った先進国の大型および中型株式を主要投資対象とし、MSCI ワールド・セクター・ニュートラル・クオリティ・インデックス（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行な

います。

(B) 信託期間

無期限（設定日：2014年10月3日）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
運用会社	ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド
保管銀行	ステート・ストリート・カストディアル・サービス（アイルランド）・リミテッド
事務代行者	ステート・ストリート・ファンド・サービス（アイルランド）・リミテッド

(D) 管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.30%（年率）とします。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

高いクオリティ特性を持った先進国の大型および中型株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① ファンドは、高いクオリティ特性を持った先進国の大型および中型株式によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。
- ② ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドは、ファンドの運用につき最適化手法を使用します。
- ③ 市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ① 資産の少なくとも90%はUCITS規則に規定されている証券等に投資します。
- ② 同一発行体の有価証券等への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。また、同一発行体の有価証券等に5%以上投資する場合、その合計値はファンドの純資産総額の40%未満とします。

iシェアーズMSCI米国・バリュー・ファクター ETF

(A) ファンドの特色

バリュー特性があり、相対的に割安な米国の大型および中型株式を主要投資対象とし、MSCI 米国・エンハンスト・バリュー・インデックス（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B) 信託期間

無期限（設定日：2013年4月16日）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
受託会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D) 管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.15%（年率）とします。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

バリュー特性があり、相対的に割安な米国の大型および中型株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① ファンドは、バリュー特性があり、相対的に割安な米国の大型および中型株式によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。
- ② ブラックロック・ファンド・アドバイザーズは、ファンドの運用につき代表サンプリング戦略を使用します。代表サンプリングとは、全体としてインデックスの代表サンプルと類似する投資プロファイルを有する証券の代表サンプルに投資する指数戦略をいいます。
- ③ 市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ① 資産の少なくとも80%は対象指数に含まれる証券に投資します。
- ② ファンドの資産の75%について、1発行体への投資はファンドの資産の5%以内とします。

iシェアーズ・エッジMSCIヨーロッパ・バリュー・ファクターUCITS ETF**(A) ファンドの特色**

バリュー特性を持ったヨーロッパの先進国の大型および中型株式を主要投資対象とし、MSCI ヨーロッパ・エンハンスド・バリュー・インデックス（以下「対象指数」といいます。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B) 信託期間

無期限（設定日：2015年1月16日）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
運用会社	ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド
保管銀行	ステート・ストリート・カストディアル・サービス（アイルランド）・リミテッド
事務代行者	ステート・ストリート・ファンド・サービス（アイルランド）・リミテッド

(D) 管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.25%（年率）とします。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

バリュー特性を持ったヨーロッパの先進国の大型および中型株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① ファンドは、バリュー特性を持ったヨーロッパの先進国の大型および中型株式によって構成される対象指数に連動する運用成果を追求します。
- ② ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドは、ファンドの運用につき最適化手法を使用します。
- ③ 市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ① 資産の少なくとも90%はUCITS規則に規定されている証券等に投資します。
- ② 同一発行体の有価証券等への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。また、同一発行体の有価証券等に5%以上投資する場合、その合計値はファンドの純資産総額の40%未満とします。

インベスコ QQQ信託シリーズ1**(A) ファンドの特色**

外国の株式を主要投資対象とし、NASDAQ-100 指数（ドルベース・為替ヘッジなし）（以下「対象指数」と言います。）の動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

(B) 信託期間

無期限（設定日：1999年3月4日）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	インベスコ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー
受託会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(D) 管理報酬等

管理報酬は純資産総額の0.20%（年率）とします。

上記のほか、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料等をファンドから支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として外国の株式に投資することにより、対象指数の動きを概ね捉える投資成果を目指します。

②対象指数のリバランスがあった場合には、適宜ポートフォリオをリバランスします。

③同一株式への投資割合の対象指数における組入比率に対する乖離率[※]が150%以上になった場合は、下記の表に定める許容誤差の範囲内に収まるように投資割合を日次ベースで調整します。

※[乖離率] = [同一株式への投資割合] ÷ [対象指数における同一株式の組入比率] － 1

ファンドの純資産	投資割合（対純資産）の許容誤差
\$25,000,000以下	0.25%
\$25,000,000-\$99,999,999	0.20%
\$100,000,000-\$499,999,999	0.10%
\$500,000,000-\$999,999,999	0.05%
\$1,000,000,000以上	0.02%

④同一株式への投資割合の対象指数における組入比率に対する乖離率[※]が100%以上になった場合は、上記の表に定める許容誤差の範囲内に収まるように投資割合を月次ベースで調整します。

⑤市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

①本トラストは1940年投資信託法に準拠するユニット・インベストメント・トラストとして設立されているため、対象指数の構成銘柄の組み入れ比率を維持するための売買のみを行います。先物取引等のデリバティブ取引は活用しません。

ノムラーアカディアン新興国株ファンドF／FB (適格機関投資家専用)

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーアカディアン新興国株ファンド マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に実質的に投資を行ない、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

ノムラーアカディアン新興国株ファンドF（「F」といいます。）はMSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み・円ヘッジベース)^{※1}を参考指数とします。また、ノムラーアカディアン新興国株ファンドFB（「FB」といいます。）はMSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み・円換算ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み・円ヘッジベース）」は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み・ドルベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み・円換算ベース)」は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み・ドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラーアカディアン新興国株ファンド マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(B) 信託期間

無期限 (2009年9月3日設定)

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシー

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.86%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①株式への投資にあたっては、複数のファクターを用いた定量評価モデル等により個別銘柄を評価し、売買コスト等を勘案した最適化を行ないポートフォリオを構築します。
- ②株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。
- ③Fの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ（先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、代替ヘッジによる為替変動リスクの低減の効果が小さいあるいは得られないと判断した通貨については、為替ヘッジを行わない場合があります。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④アカディアン・アセット・マネジメント・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ⑥新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ⑦同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑧同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。
- ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

GIMエマージング株式フォーカスF／FB（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるGIMエマージング株式フォーカス・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、主として世界の新興国^{*1}で上場または取引されている株式に投資することによって信託財産の中長期的な成長を目指します。

また、投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券^{*2}を用いた投資も行います。

- *1 新興国とは、マザーファンドの運用の外部委託先が、国内経済が成長過程にあると判断する国です。例えば、ベンチマークの構成国がそれに該当します。
- *2 預託証券とは、ある国の企業の株式を国内の別市場または国外で流通させるために、その株式を銀行等に預託し、預託を受けた銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は、主に先進国の有価証券が取引される市場で取引されます。

マザーファンドは、株式の組入比率には制限を設けず、原則として株式の組入比率は高位に保ち*、積極的な運用を行います。

- * 経済事情や投資環境の急変等が起きた場合は、一時的に株式の組入比率を落としキャッシュ比率を高める場合があります。

GIMエマージング株式フォーカスF（以下「F」といいます。）は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、為替ヘッジあり、円ベース）^{※1}を参考指数とし、GIMエマージング株式フォーカスFB（以下「FB」といいます。）は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）^{※2}をベンチマークとします。

※1MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、為替ヘッジあり、円ベース）は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、米ドルベース）を委託会社にて米ドルの対円為替ヘッジにかかる費用相当分を考慮して円ヘッジベースに換算したものです。

※2MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、米ドルベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。

各ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（2006年1月25日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
Fおよびマザーファンドの投資顧問会社	J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.73%を乗じて得た額とします。なお、Fおよびマザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に税抜年0.02%を乗じて得た額（ただし、税抜年300万円を上限とします。）を信託財産から支払います。

(E) 投資方針等**(1) 投資対象**

世界の新興国で上場または取引されている株式を主要投資対象とします。

投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券を用いた投資も行います。

(2) 投資態度

- ① 世界の新興国で上場または取引されている株式の中から収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に主として投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② 投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券を用いた投資も行います。
- ③ マザーファンドの運用およびFの為替ヘッジの運用の指図に関する権限をJ. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに委託します。

J. P. モルガン・アセット・マネジメント[※]のネットワークを用いて、現地のポートフォリオ・マネジャーによるボトムアップ・アプローチにより継続的に利益成長の期待できる割安な銘柄の発掘を行います。実際のポートフォリオの構築にあたってはJ. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに所属する「エマージング・マーケット・アンド・アジア・パシフィック・エクイティーズ・チーム」のポートフォリオ・マネジャーが投資判断を行います。

※J. P. モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

- ④ 原則として、Fは、実質組入外貨建資産については、直接ヘッジおよび米ドル等の主要通貨を用いて間接的に為替ヘッジを行い、為替変動リスクを抑えます。FBは原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。
- ⑤ 資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記①、②および④にしたがった運用が行えない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ④ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ デリバティブ取引を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュー・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

ティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式ファンドF/FB（適格機関投資家専用）

(A) ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式マザーファンドへの投資を通じて、新興国の株式(預託証券（DR）を含みます。）に実質的に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行うことを基本とします。

ファンドは、ティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式マザーファンド（「マザーファンド」といいます。）を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B) 信託期間

無期限（2022年4月7日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
Fおよびマザーファンドの投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ、インク ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド

(D) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に税抜年0.76%の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用、法定書類等の作成に要する費用等として信託財産の純資産総額に対して税抜年0.10%の率を上限として信託財産から支払います。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国の株式（預託証券（DR）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の株式の中で、過小評価されていると判断される企業の株式に分散投資を行います。大型株式への投資を基本としますが、中型株式等へも投資する場合があります。なお、新興国以外の企業にも投資することがあります。
- ② マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、新興国の金融商品取引所に上場する企業の普通株式および優先株、新株予約権付社債、預託証券（DR）といった株式関連の証券へ投資をします。
- ③ マザーファンド受益証券における銘柄選択に関しては、個別企業分析に基づく「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。個別企業分析にあたっては、ティー・ロウ・プライス^{*}のアナリストによる独自の企業調査情報を活用します。

^{*}委託会社およびその関連会社をいいます。

- ④ Fの実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジにあたっては、当該通貨との相関等を勘案し、他の通貨による代替ヘッジを行う場合があります。FBの実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

⑤ 市場動向、資金動向、信託財産の規模等により、上記のような運用ができない場合があります。

（上記②に関する補足説明： 株式関連の証券には、上場投資信託証券（ETF）が含まれます。株式への投資に代替して、または効率的な運用を行うため、ETFを活用することがあります。）

（3）主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
- ③ デリバティブの実質利用はヘッジ目的に限定せず、効率的運用のために用いることがあります。
- ④ 外国為替予約取引の実質利用は為替変動リスクを回避するために行うことができます。
- ⑤ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会の規則の定めるところに従い、デリバティブ取引等については、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIII－新興国株式FC/FD

（A）ファンドの特色

ファンドは、新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

投資顧問会社が、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国株式の運用を行なう運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。

ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ－新興国株式FC（「FC」といいます。）は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジベース）^{※1} をベンチマークとします。また、ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ－新興国株式FD（「FD」といいます。）は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）^{※2} をベンチマークとします。

ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

※1 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ヘッジベース）」はMSCI Emerging Markets Index（US\$ベース）をもとに、投資顧問会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）」は、MSCI Emerging Markets Index（US\$ベース）をもとに、投資顧問会社が独自に円換算したものです。

(B) 信託期間

無期限（2011年9月1日設定）

(C) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
保管受託銀行 管理事務代行会社	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

副投資顧問会社

副投資顧問会社は、投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。

名称
Schroder Investment Management Limited

(D) 管理報酬等

信託報酬は純資産総額の0.80%（年率）とします。

申込手数料は発生しません。

信託財産留保額は、1口につき純資産価格の0.3%とします。

ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、副投資顧問会社の追加に要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。

(E) 投資方針等

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①新興国の株式（DR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。
- ②投資顧問会社が、新興国株式の運用を行なう副投資顧問会社の選定と、各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率を決定します。
- ③副投資顧問会社の選定にあたっては、運用体制や運用プロセスなどに対する独自の定性評価を重視し、新興国株式の運用において優れていると判断した運用会社を選定します（選定する運用会社は複数になる場合があります）。
- ④投資顧問会社は選定した副投資顧問会社及びファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、必要に応じて各副投資顧問会社が運用する信託財産の配分比率の変更や副投資顧問会社の入替を適宜行ないます。
- ⑤FCの外貨建資産については、原則としてMSCIエマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース）の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行うことを基本とします。ただし、該当通貨での為替ヘッジが困難である場合、先進国通貨による代替ヘッジを行う場合があります。また、代替ヘッジによるリスク低減効果が小さい場合には、為替ヘッジを行わない場合があります。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資割合には制限を設けません。
- ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(4) 収益分配方針

毎月、受託会社の判断により、分配を行う方針です。ただし、必ず分配を行うものではありません。

■ベンチマークについて■

※MSCI-KOKUSAI指数、MSCI ヨーロッパ インデックス、MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した指数で、当該指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

※「MSCI」および「MSCI Index」はMSCI Inc.のサービスマークであり、ブラックロックはその使用許諾を得ていません。iシェアーズ・ファンドはMSCI Inc.が出資、保証、発行、販売、または販売促進を行なうものではありません。また、同社は、iシェアーズ・ファンドへの投資の妥当性に関していかなる表明も行いません。ブラックロックは上記の会社の関連会社ではありません。

※Nasdaqとのライセンス契約に基づき、インベスコ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー（以下、インベスコ）は当ファンドの構成を決定するための基準として当該指数を使用すること、および、当ファンドと関連して、Nasdaqの特定の商品名、商標、サービスマークを使用することの許諾を得ています。当該ライセンス契約は当ファンドの受益者の同意なく変更されることがあります。

当該ライセンス契約に基づき、インベスコは指数および特定の商標・サービスマークの使用に対してNasdaqに年間のライセンスフィーを支払います。ライセンスフィーは四半期毎に当ファンドの純資産の0.09%未満の額が支払われます。ライセンスフィーはファンドの純資産の額に基づきより低くなる可能性があります。インベスコは通常ライセンスフィーをファンド内から支払います。

当ファンド、受託会社、販売会社、DTC、当ファンドの受益者のいずれも、上記のライセンス契約のもとでいかなる権限もなく、「Nasdaq-100 Index (R)」、「Nasdaq-100 (R)」、「Nasdaq (R)」、「The Nasdaq Stock Market (R)」、「Invesco QQQ ShareSM」、「QQQ (R)」、「Invesco QQQ SharesSM」、「Invesco QQQ TrustSM」の商標・サービスマークを使用することや、信託契約で定められている等、特に記載されている場合を除き、当該指数を使用する権限はありません。

当該指数はインベスコ、当ファンド、当ファンドの受益者と関係なく、Nasdaqによって決定、構成、計算されます。Nasdaqは指数の決定、構成、計算する権限、および、将来、指数の決定、構成、計算方法を修正する権限を持っています。

当ファンドはNasdaqおよびその関連会社（以下、「Nasdaq等」と総称します。）によって、支援、推奨、販売、販売促進されるものではありません。Nasdaq等は当ファンドの合法性、適合性、もしくは、当ファンドに関する記述や開示の正確性、妥当性を認めるものではありません。Nasdaq等は 明示的にも黙示的にも、当ファンドの受益者や一般大衆に対して、一般的な証券もしくは特定の当ファンドに対する投資の当否、または、当該指数が一般的な株式市場のパフォーマンスを追従する能力を保証するものではありません。Nasdaq等とインベスコとの関係は、「Nasdaq-100 Index (R)」、「Nasdaq-100 (R)」、「Nasdaq (R)」、「The Nasdaq Stock Market (R)」、「Invesco QQQ ShareSM」、「QQQ (R)」、「Invesco QQQ SharesSM」、「Invesco QQQ TrustSM」の商標・サービスマークの使用許諾、および、インベスコや当ファンドと関係なくNasdaqによって決定、構成、計算される当該指数の使用に限られます。Nasdaq等は当該指数の決定、構成、計算において、インベスコや当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務はありません。Nasdaq等は当ファンドの発行のタイミング、評価、金額の決定や、現金との交換の計算式の決定に関与せず、責任を負いません。Nasdaq等は当ファンドの管理、販売、売買に関して一切責任を負いません。

Nasdaq等は当該指数、指数の計算や指数の構成の決定に使用されるいかなるデータについても正確性、完全性を保証するものではありません。Nasdaq等は指数の計算の継続性、適時性、指数の提供を保証するものではありません。Nasdaq等はそれらに関するいかなる間違い、欠落、停止に対しても一切責任を負いません。Nasdaq等は当該指数が過去、現在、将来の市場のパフォーマンスを正確に反映していることを保証するものではありません。Nasdaq

等は明示または黙示を問わず、インベスコ、当ファンド、当ファンドの受益者、その他の個人もしくは法人が当該指数や指数に含まれるデータの使用によって得られる結果について保証するものではありません。Nasdaq等は明示的にも黙示的にも一切の保証を行わず、当該指数や指数に含まれるデータに関して、特定の目的または利用の商品性、適合性についていかなる保証も明示的に否認します。Nasdaq等は明示または黙示を問わず、一切の明言、保証を行わず、当ファンドに関して一切責任を負いません。上記に限らず、いかなる場合においても、Nasdaq等は逸失利益、もしくは間接的、懲罰的、特別的、付随的な損害（逸失利益を含みます。）に対して、当該損害等の可能性を通知させていたとしても、一切責任を負いません。

インベスコは当該指数や、指数に含まれるいかなるデータについても正確性、完全性を保証するものではなく、それらに関するいかなる間違い、欠落、修正、再計算、停止に対して一切責任を負いません。インベスコは明示または黙示を問わず、当ファンド、当ファンドの保有者、その他の個人もしくは法人が当該指数や指数に含まれるデータの使用によって得られる結果について保証するものではありません。インベスコは明示的にも黙示的にも一切の保証を行わず、当該指数や指数に含まれるデータに関して、特定の目的または利用の商品性、適合性についていかなる保証も明示的に否認します。

上記に限らず、いかなる場合においても、インベスコは当該指数の使用に起因して発生するいかなる特別的、懲罰的、直接的、間接的、付随的な損害（逸失利益を含みます。）に対して、当該損害等の可能性を通知されていたとしても、一切責任を負いません。

■指定投資信託証券の委託会社等について■

◆指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

野村アセットマネジメント株式会社

1959年12月 1日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997年10月 1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジ メント投信株式会社に商号を変更
2000年11月 1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

三菱UFJ国際投信株式会社

1997年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が 合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商 号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱 UFJ国際投信株式会社に変更

MFSインベストメント・マネジメント株式会社

1998年5月12日	マサチューセッツ・インベストメント・マネジメント株式会社設立
1998年6月30日	投資顧問業の登録
1999年2月18日	投資一任契約に係る業務の認可
1999年12月9日	証券投資信託委託業の認可
2000年 8月 1日	エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更
2007年 9月30日	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業）のみなし登録
2011年 6月22日	MFSインベストメント・マネジメント株式会社に商号変更

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社

1982年 8月 4日	ロウ・プライス・フレミング・インターナショナルが駐在員事務所（リサーチ）を東京に開設
2003年 3月20日	T. ロウ・プライス・グローバル投資顧問 東京支店開設、投資助言登録
2011年 1月 1日	T. ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店に商号変更
2017年 3月 1日	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド 東京支店に商号変更
2018年 4月 1日	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社（日本法人）へ事業譲渡、営業開始

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

1971年	ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設
1985年	ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は1987年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
1990年	ジャーディン・フレミング投信株式会社設立
1995年	ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。
2001年	ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更
2006年	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2008年	JPモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

1998年 会社設立

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

1984年9月 バークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ設立
 2009年12月 ブラックロック・ファンド・アドバイザーズへ名称変更

ブラックロック・アドバイザーズ (UK) リミテッド

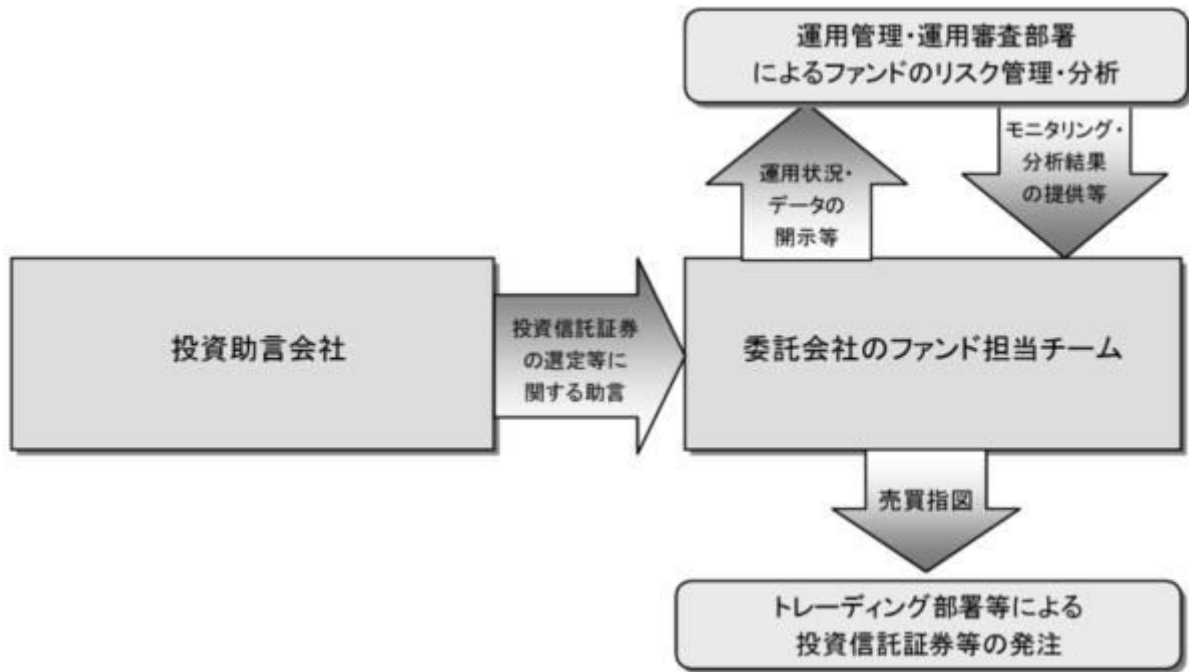
1964年3月 サザン・クロス・マネジメント・リミテッド設立
 1981年12月 バークレイズ・デ・ゼット・ウェド・インベストメント・マネジメント・リミテッドへ名称変更
 1996年1月 Bzw バークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッドへ名称変更
 1996年10月 バークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッドへ名称変更
 2009年12月 ブラックロック・アドバイザーズ (UK) リミテッドへ名称変更

インベスコ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー

2003年2月 パワーシェアーズ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー設立
 2006年9月 インベスコ・パワーシェアーズ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シーに名称変更
 2018年4月 インベスコ・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シーに名称変更

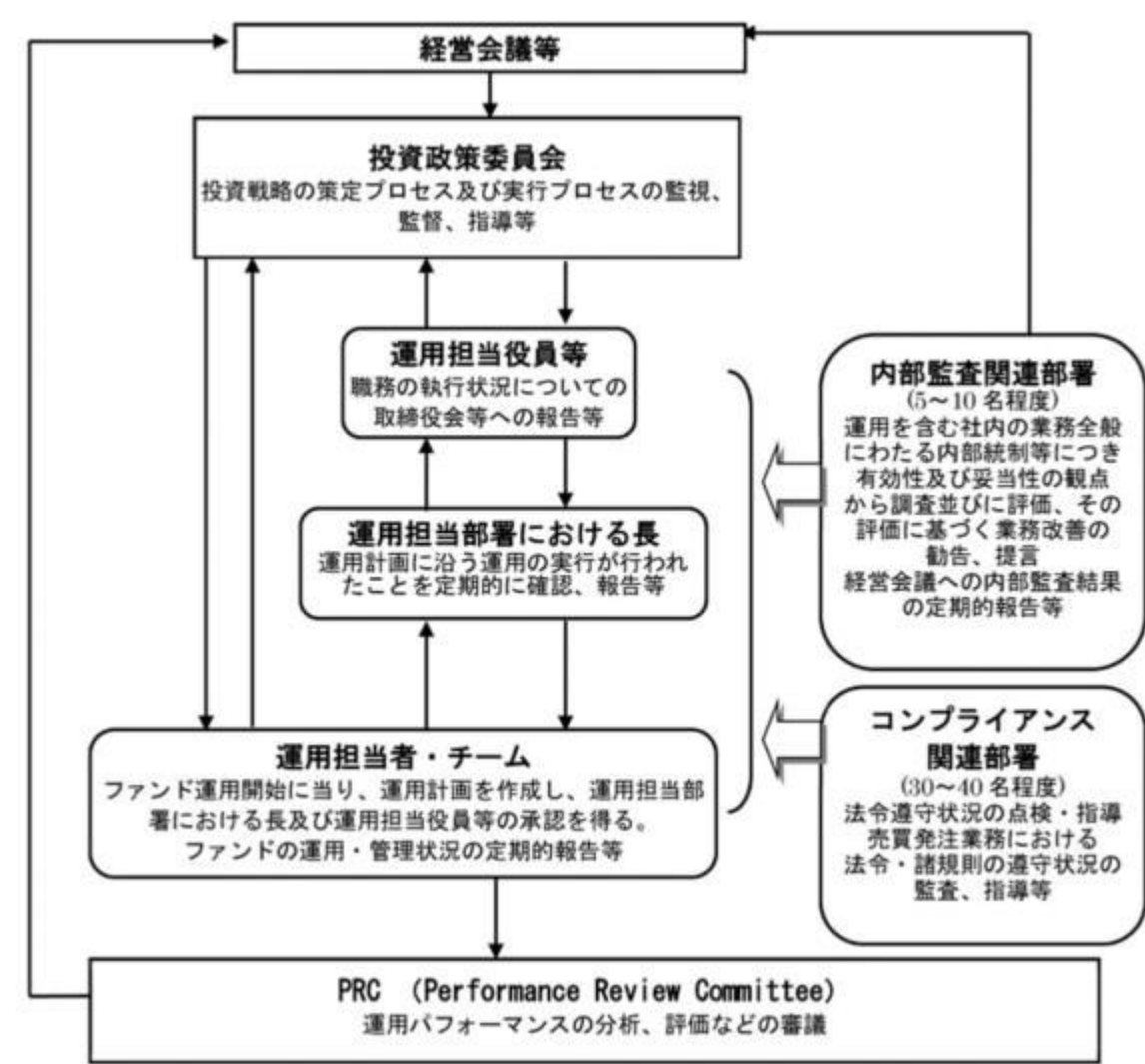
（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受

け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年2回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※配当等収益とは、配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

※委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年1月および7月の各20日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は税引き後無手数料で再投資されます[※]が、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

（５）【投資制限】

◆各ファンドに共通

①外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建資産への投資は上場投資信託証券およびこれらに関連する資産への投資に限るものとします。

②株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行いません。

③デリバティブの使用(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行いません。

※一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の実質的な利用は行ないません。

④投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーでできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とし

ます。

⑥公社債の借入れ(約款第23条)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- (ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑦特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第23条の2）

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑧外国為替予約取引の指図（約款第23条の3）

- (i) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）のヘッジを行なう場合に限り、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- (ii) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨資金の借入れ(約款第30条)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- (ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日か

ら信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

3【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

「Bコース」が投資対象とする投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行

ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

「Aコース」が投資対象とする投資信託証券は、実質組入外貨建資産について原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とするもの、または原則として実質組入外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円での為替ヘッジを行なうことを基本とするもの等に限りますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。外貨建てのETFへ投資する場合には、実質組入外貨建資産について当該ETFの対象指数やベンチマークの通貨配分をベースに為替ヘッジを行なうなど為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行なわない場合や、一部の投資信託証券においては実際のポートフォリオの通貨配分と対円での為替ヘッジの通貨配分が異なる場合があります、その異なる部分は為替変動の影響を直接的に受けることになります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用が

できない場合があります。

- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆ファンドのベンチマークおよび参考指数は、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークおよび参考指数に対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ◆ファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- ◆店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響をうけ、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。
- ◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産

はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

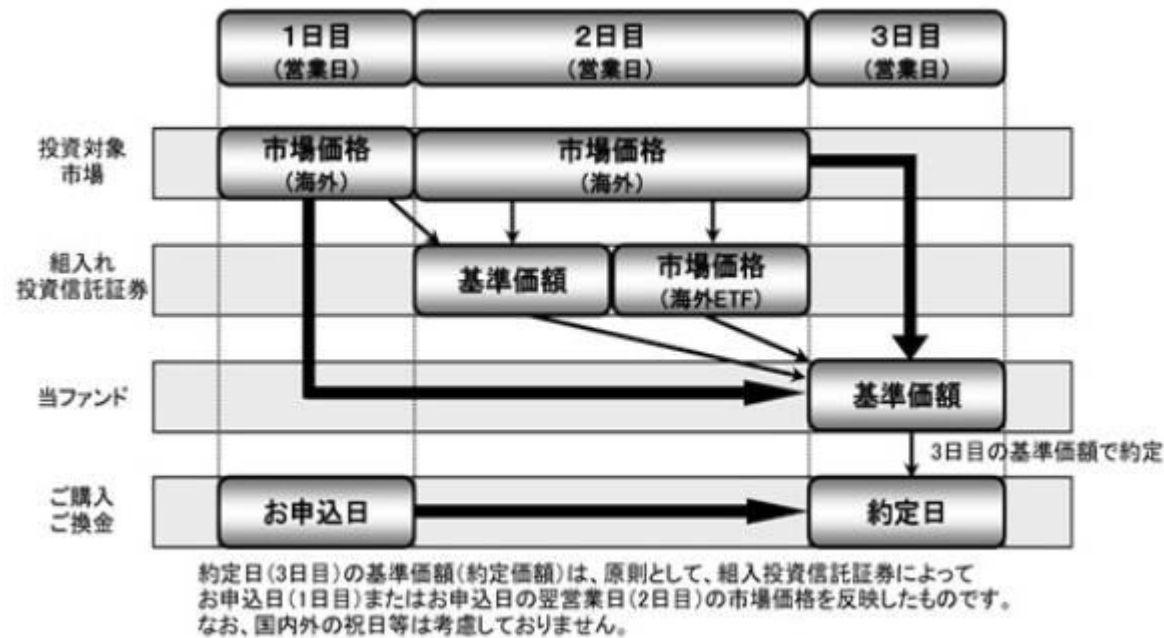
<野村ファンドラップ外国株 Aコース/Bコースに関する留意点>

◆ファンドが投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社またはノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとなっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。

◆ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます[※]。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、下記の通り一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映される場合がありますので、ご注意ください。

※ただし、組入投資信託証券が海外市場に上場しているETFの場合は上場している市場における前営業日の市場価格となります。

<基準価額の算出イメージ図>



「委託会社におけるリスクマネジメント体制」

「リスク管理関連の委員会」

「パフォーマンスの考査」

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

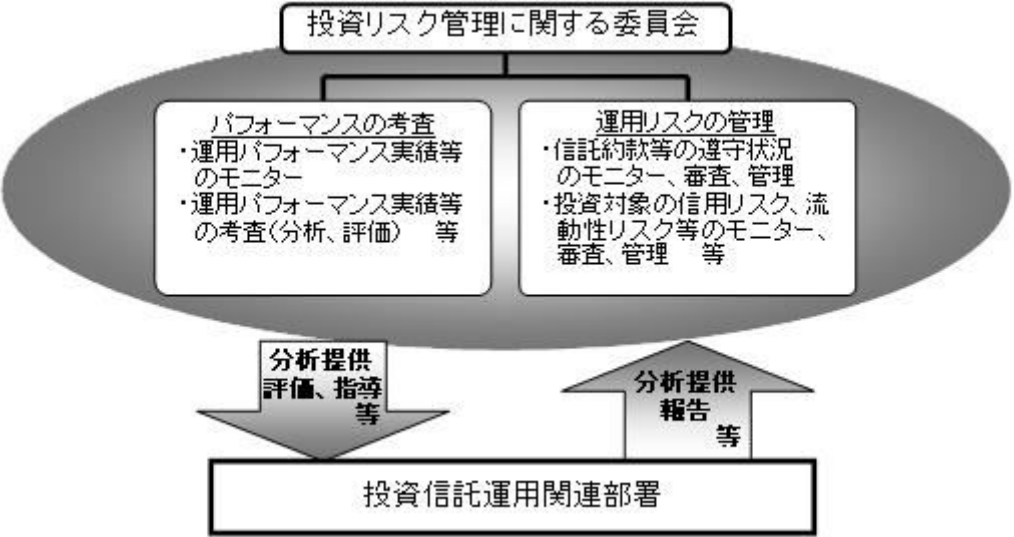
「運用リスクの管理」

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

「※流動性リスク管理について」

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図



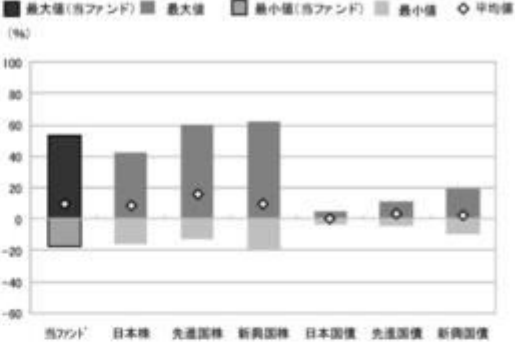
※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較

(2017年9月末～2022年8月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉 〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●Aコース



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	53.4	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値(%)	△17.8	△16.0	△12.4	△19.4	△3.5	△4.5	△9.4
平均値(%)	9.5	8.3	16.2	9.9	0.1	3.5	2.5

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2017年9月末を10,000として指数化しております。

＊年間騰落率は、2017年9月から2022年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

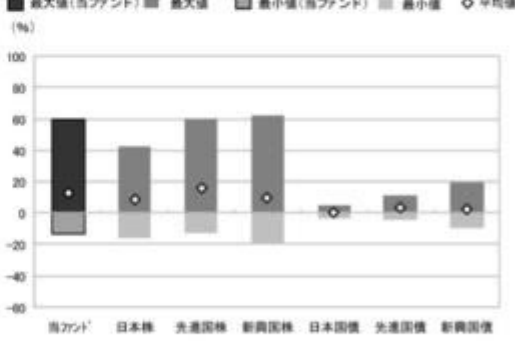
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

＊2017年9月から2022年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

＊決算日に対応した数値とは異なります。

＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●Bコース



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	59.8	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値(%)	△17.8	△16.0	△12.4	△19.4	△3.5	△4.5	△9.4
平均値(%)	9.5	8.3	16.2	9.9	0.1	3.5	2.5

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。

○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJP Morgan Securities LLC（ここでは「JPMS LLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMS LLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSC, JP Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.297%(税抜年0.27%)の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、次の通り(税抜)とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年0.22%	年0.03%	年0.02%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

この他に各ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

国内籍投資信託の場合、監査費用等の費用も別途かかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合があります。なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値
0.85%±0.35%程度

*ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものが含まれる場合があります。これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、2022年10月14日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。
- ⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額[※]をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・ 特定公社債^(注1)の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収[※]が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

〔個人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の差益[※]については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

〔法人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

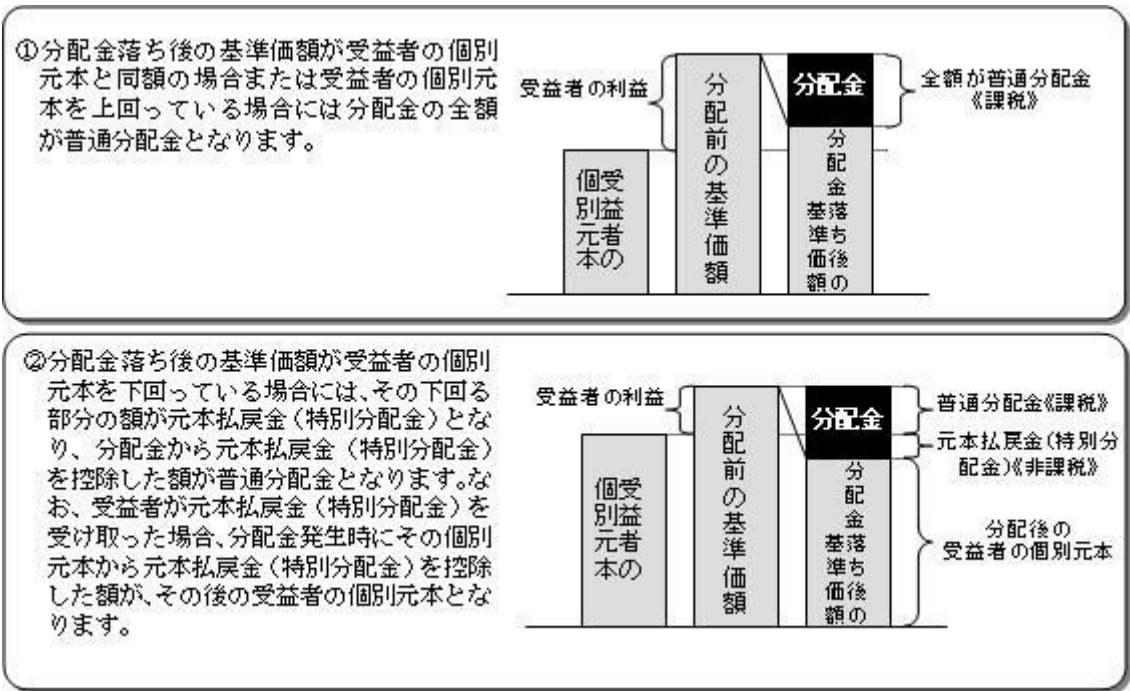
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合などには、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2022年8月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2022年8月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

野村ファンドラップ外国株 Aコース

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	126,223,496,406	90.71
	ケイマン諸島	11,584,779,976	8.32
	小計	137,808,276,382	99.04
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	1,332,224,594	0.95
合計（純資産総額）		139,140,500,976	100.00

野村ファンドラップ外国株 Bコース

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	208,682,607,848	90.30
	ケイマン諸島	19,417,790,180	8.40
	小計	228,100,398,028	98.71
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	2,976,286,567	1.28
合計（純資産総額）		231,076,684,595	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村ファンドラップ外国株 Aコース

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	投資信託受益証券	野村DFA海外株式バリューフンドF（適格機関投資家専用）	2,199,773	11,163	24,557,651,888	11,645	25,616,356,585	18.41

2	日本	投資信託受益証券	野村ウエリントン・グローバル・オポチュニスティック・バリュー（除く日本）F（適格機関投資家専用）	2,366,841	9,195	21,763,140,330	9,423	22,302,742,743	16.02
3	日本	投資信託受益証券	ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ（除く日本）F（適格機関投資家専用）	2,309,156	7,477	17,267,478,702	7,669	17,708,917,364	12.72
4	日本	投資信託受益証券	ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）	1,098,868	12,933	14,212,268,363	13,505	14,840,212,340	10.66
5	日本	投資信託受益証券	サンズ・グローバル・エクイティ（除く日本）F（適格機関投資家専用）	1,781,363	7,802	13,899,879,890	8,022	14,290,093,986	10.27
6	日本	投資信託受益証券	グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF（適格機関投資家専用）	306,415	40,623	12,447,544,003	41,872	12,830,208,880	9.22
7	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンドF	464,972	13,198	6,137,164,162	13,809	6,420,798,348	4.61
8	ケイマン諸島	投資信託受益証券	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢー新興国株式FC	458,939	11,109	5,098,540,312	11,252	5,163,981,628	3.71
9	日本	投資信託受益証券	ベイリー・ギフォード米国成長株ファンドF（適格機関投資家専用）	1,062,703	4,484	4,765,741,759	4,740	5,037,212,220	3.62
10	日本	投資信託受益証券	GIMエマージング株式フォーカスF（適格機関投資家専用）	272,837	17,626	4,809,297,311	17,827	4,863,865,199	3.49
11	日本	投資信託受益証券	ノムラアカディアン新興国株ファンドF（適格機関投資家専用）	203,410	18,853	3,834,910,396	19,261	3,917,880,010	2.81
12	日本	投資信託受益証券	ティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式ファンドF（適格機関投資家専用）	278,378	9,269	2,580,435,440	9,450	2,630,672,100	1.89
13	日本	投資信託受益証券	MFS欧州株ファンドF（適格機関投資家専用）	103,487	20,681	2,140,307,273	21,117	2,185,334,979	1.57

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.04
合 計	99.04

野村ファンドラップ外国株 Bコース

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受 益証券	野村DEA海外株式バリュートファンド FB（適格機関投資家専用）	2,846,546	14,293	40,687,503,767	14,995	42,683,957,270	18.47
2	日本	投資信託受 益証券	野村ウエリントン・グローバル・ オポチュニスティック・バリュート （除く日本）FB（適格機関投資家 専用）	3,643,921	9,894	36,053,683,158	10,158	37,014,949,518	16.01
3	日本	投資信託受 益証券	ウィリアム・ブレア・グローバ ル・リーダーズ（除く日本）FB （適格機関投資家専用）	3,273,066	8,643	28,290,516,856	8,892	29,104,102,872	12.59
4	日本	投資信託受 益証券	ティー・ロウ・プライス 海外株式 ファンドFB（適格機関投資家専 用）	1,454,843	16,271	23,673,118,005	17,036	24,784,705,348	10.72
5	日本	投資信託受 益証券	サンズ・グローバル・エクイティ （除く日本）FB（適格機関投資家 専用）	2,375,498	9,662	22,953,985,829	10,003	23,762,106,494	10.28
6	日本	投資信託受 益証券	グローバル・エクイティ（除く日 本）・ファンドFB（適格機関投資 家専用）	353,041	57,019	20,130,397,223	59,098	20,864,017,018	9.02
7	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・ワールド（除く日本）エ クイティ・ファンドFB	654,436	15,664	10,251,313,042	16,530	10,817,827,080	4.68
8	ケイマン 諸島	投資信託受 益証券	ノムラ・マルチ・マネージャー ズ・ファンドIII－新興国株式FD	376,366	22,363	8,416,911,688	22,850	8,599,963,100	3.72
9	日本	投資信託受 益証券	ベイリー・ギフォード米国成長株 ファンドFB（適格機関投資家専 用）	1,384,479	5,576	7,720,824,039	5,950	8,237,650,050	3.56
10	日本	投資信託受 益証券	GIMエマージング株式フォーカスFB （適格機関投資家専用）	312,910	25,485	7,974,582,194	25,983	8,130,340,530	3.51
11	日本	投資信託受 益証券	ノムラアカディアン新興国株 ファンドFB（適格機関投資家専 用）	214,684	28,373	6,091,437,198	29,216	6,272,207,744	2.71
12	日本	投資信託受 益証券	ティー・ロウ・プライス 新興国 ディスカバリー株式ファンドFB （適格機関投資家専用）	411,363	10,138	4,170,672,927	10,393	4,275,295,659	1.85
13	日本	投資信託受 益証券	MFS欧州株ファンドFB（適格機関投 資家専用）	192,433	18,156	3,493,983,528	18,465	3,553,275,345	1.53

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.71

合 計	98.71
-----	-------

②【投資不動産物件】

野村ファンドラップ外国株 Aコース
該当事項はありません。

野村ファンドラップ外国株 Bコース
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村ファンドラップ外国株 Aコース

該当事項はありません。

野村ファンドラップ外国株 Bコース

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

野村ファンドラップ外国株 Aコース

2022年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）	1口当たり純資産額(円)
--	------------	--------------

		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第13計算期間	(2013年 1月21日)	1,117	1,125	1.0906	1.0986
第14計算期間	(2013年 7月22日)	1,320	1,337	1.1816	1.1976
第15計算期間	(2014年 1月20日)	1,633	1,665	1.2787	1.3037
第16計算期間	(2014年 7月22日)	3,518	3,585	1.3086	1.3336
第17計算期間	(2015年 1月20日)	9,047	9,220	1.3066	1.3316
第18計算期間	(2015年 7月21日)	14,732	15,000	1.3781	1.4031
第19計算期間	(2016年 1月20日)	15,150	15,343	1.1775	1.1925
第20計算期間	(2016年 7月20日)	16,903	17,228	1.2983	1.3233
第21計算期間	(2017年 1月20日)	20,159	20,540	1.3200	1.3450
第22計算期間	(2017年 7月20日)	35,129	35,746	1.4255	1.4505
第23計算期間	(2018年 1月22日)	59,496	60,646	1.5525	1.5825
第24計算期間	(2018年 7月20日)	62,207	63,450	1.5009	1.5309
第25計算期間	(2019年 1月21日)	65,366	66,581	1.3444	1.3694
第26計算期間	(2019年 7月22日)	65,600	66,721	1.4632	1.4882
第27計算期間	(2020年 1月20日)	67,626	68,924	1.5619	1.5919
第28計算期間	(2020年 7月20日)	62,853	64,127	1.4808	1.5108
第29計算期間	(2021年 1月20日)	74,783	76,089	1.7183	1.7483
第30計算期間	(2021年 7月20日)	119,648	121,912	1.8499	1.8849
第31計算期間	(2022年 1月20日)	143,284	146,078	1.7954	1.8304
第32計算期間	(2022年 7月20日)	130,904	133,128	1.4715	1.4965
	2021年 8月末日	145,490	—	1.9092	—
	9月末日	141,127	—	1.8483	—
	10月末日	146,951	—	1.9114	—
	11月末日	147,219	—	1.8664	—
	12月末日	150,947	—	1.8942	—
	2022年 1月末日	138,991	—	1.7160	—
	2月末日	143,438	—	1.6913	—
	3月末日	151,125	—	1.7805	—

4月末日	138,120	—	1.6241	—
5月末日	143,252	—	1.6219	—
6月末日	134,038	—	1.5109	—
7月末日	137,554	—	1.5245	—
8月末日	139,140	—	1.5193	—

野村ファンドラップ外国株 Bコース

2022年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第13計算期間	(2013年 1月21日)	7,407	7,407	0.8842	0.8842
第14計算期間	(2013年 7月22日)	8,018	8,041	1.0668	1.0698
第15計算期間	(2014年 1月20日)	7,657	7,783	1.2103	1.2303
第16計算期間	(2014年 7月22日)	11,864	12,059	1.2117	1.2317
第17計算期間	(2015年 1月20日)	29,756	30,309	1.3466	1.3716
第18計算期間	(2015年 7月21日)	46,280	47,057	1.4879	1.5129
第19計算期間	(2016年 1月20日)	46,215	46,797	1.1914	1.2064
第20計算期間	(2016年 7月20日)	47,676	48,269	1.2065	1.2215
第21計算期間	(2017年 1月20日)	55,062	56,103	1.3222	1.3472
第22計算期間	(2017年 7月20日)	73,410	74,693	1.4308	1.4558
第23計算期間	(2018年 1月22日)	118,966	121,233	1.5743	1.6043
第24計算期間	(2018年 7月20日)	123,442	125,852	1.5367	1.5667
第25計算期間	(2019年 1月21日)	125,366	127,694	1.3461	1.3711
第26計算期間	(2019年 7月22日)	123,332	125,456	1.4516	1.4766
第27計算期間	(2020年 1月20日)	127,626	130,017	1.6017	1.6317
第28計算期間	(2020年 7月20日)	115,905	118,258	1.4776	1.5076
第29計算期間	(2021年 1月20日)	131,302	133,638	1.6860	1.7160

第30計算期間	(2021年 7月20日)	195,075	198,641	1.9147	1.9497
第31計算期間	(2022年 1月20日)	221,715	225,737	1.9294	1.9644
第32計算期間	(2022年 7月20日)	223,292	227,510	1.8529	1.8879
	2021年 8月末日	223,129	—	1.9749	—
	9月末日	219,091	—	1.9387	—
	10月末日	231,246	—	2.0441	—
	11月末日	225,327	—	1.9825	—
	12月末日	233,145	—	2.0343	—
	2022年 1月末日	215,430	—	1.8499	—
	2月末日	220,838	—	1.8251	—
	3月末日	245,153	—	2.0265	—
	4月末日	230,910	—	1.9097	—
	5月末日	226,783	—	1.9037	—
	6月末日	226,805	—	1.8876	—
	7月末日	231,874	—	1.8990	—
	8月末日	231,076	—	1.9215	—

②【分配の推移】

野村ファンドラップ外国株 Aコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第13計算期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	0.0080円
第14計算期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	0.0160円
第15計算期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	0.0250円
第16計算期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	0.0250円
第17計算期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	0.0250円
第18計算期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	0.0250円

第19計算期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	0.0150円
第20計算期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	0.0250円
第21計算期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	0.0250円
第22計算期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	0.0250円
第23計算期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	0.0300円
第24計算期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	0.0300円
第25計算期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	0.0250円
第26計算期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	0.0250円
第27計算期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	0.0300円
第28計算期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	0.0300円
第29計算期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	0.0300円
第30計算期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	0.0350円
第31計算期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	0.0350円
第32計算期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	0.0250円

野村ファンドラップ外国株 Bコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第13計算期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	0.0000円
第14計算期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	0.0030円
第15計算期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	0.0200円
第16計算期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	0.0200円
第17計算期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	0.0250円
第18計算期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	0.0250円
第19計算期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	0.0150円
第20計算期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	0.0150円
第21計算期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	0.0250円
第22計算期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	0.0250円

第23計算期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	0.0300円
第24計算期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	0.0300円
第25計算期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	0.0250円
第26計算期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	0.0250円
第27計算期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	0.0300円
第28計算期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	0.0300円
第29計算期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	0.0300円
第30計算期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	0.0350円
第31計算期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	0.0350円
第32計算期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	0.0350円

③【収益率の推移】

野村ファンドラップ外国株 Aコース

	計算期間	収益率
第13計算期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	12.8%
第14計算期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	9.8%
第15計算期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	10.3%
第16計算期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	4.3%
第17計算期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	1.8%
第18計算期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	7.4%
第19計算期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	△13.5%
第20計算期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	12.4%
第21計算期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	3.6%
第22計算期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	9.9%
第23計算期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	11.0%
第24計算期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	△1.4%

第25計算期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	△8.8%
第26計算期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	10.7%
第27計算期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	8.8%
第28計算期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	△3.3%
第29計算期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	18.1%
第30計算期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	9.7%
第31計算期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	△1.1%
第32計算期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	△16.6%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村ファンドラップ外国株 Bコース

	計算期間	収益率
第13計算期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	30.2%
第14計算期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	21.0%
第15計算期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	15.3%
第16計算期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	1.8%
第17計算期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	13.2%
第18計算期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	12.3%
第19計算期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	△18.9%
第20計算期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	2.5%
第21計算期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	11.7%
第22計算期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	10.1%
第23計算期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	12.1%
第24計算期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	△0.5%
第25計算期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	△10.8%
第26計算期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	9.7%

第27計算期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	12.4%
第28計算期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	△5.9%
第29計算期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	16.1%
第30計算期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	15.6%
第31計算期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	2.6%
第32計算期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	△2.2%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村ファンドラップ外国株 Ａコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第13計算期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	159,162,392	112,868,770	1,024,345,823
第14計算期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	279,151,535	186,331,897	1,117,165,461
第15計算期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	589,222,611	428,877,978	1,277,510,094
第16計算期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	1,586,571,899	175,403,364	2,688,678,629
第17計算期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	4,688,935,113	453,009,483	6,924,604,259
第18計算期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	5,413,474,452	1,647,727,007	10,690,351,704
第19計算期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	4,573,942,694	2,397,337,003	12,866,957,395
第20計算期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	3,067,036,086	2,914,036,632	13,019,956,849
第21計算期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	3,983,111,524	1,730,679,105	15,272,389,268
第22計算期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	11,414,555,435	2,043,436,455	24,643,508,248
第23計算期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	16,423,609,282	2,745,165,066	38,321,952,464
第24計算期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	8,029,809,322	4,903,986,474	41,447,775,312
第25計算期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	11,223,470,286	4,049,166,211	48,622,079,387
第26計算期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	3,372,361,430	7,161,274,143	44,833,166,674

第27計算期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	6,337,637,705	7,874,689,071	43,296,115,308
第28計算期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	4,162,341,450	5,012,028,370	42,446,428,388
第29計算期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	7,394,317,816	6,318,507,996	43,522,238,208
第30計算期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	25,706,578,281	4,550,326,729	64,678,489,760
第31計算期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	19,712,276,605	4,584,094,195	79,806,672,170
第32計算期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	14,017,329,706	4,863,269,602	88,960,732,274

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村ファンドラップ外国株 Bコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第13計算期間	2012年 7月21日～2013年 1月21日	239,873,381	1,431,851,820	8,377,604,934
第14計算期間	2013年 1月22日～2013年 7月22日	546,697,477	1,407,225,694	7,517,076,717
第15計算期間	2013年 7月23日～2014年 1月20日	1,157,041,880	2,347,572,118	6,326,546,479
第16計算期間	2014年 1月21日～2014年 7月22日	4,184,315,649	719,214,855	9,791,647,273
第17計算期間	2014年 7月23日～2015年 1月20日	13,691,736,408	1,385,304,073	22,098,079,608
第18計算期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	13,943,936,093	4,937,789,187	31,104,226,514
第19計算期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	11,816,233,300	4,130,134,355	38,790,325,459
第20計算期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	7,132,394,864	6,406,364,682	39,516,355,641
第21計算期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	6,957,408,221	4,829,505,207	41,644,258,655
第22計算期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	16,388,293,968	6,723,243,465	51,309,309,158
第23計算期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	31,229,664,044	6,973,126,638	75,565,846,564
第24計算期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	15,032,092,872	10,265,762,949	80,332,176,487
第25計算期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	19,795,838,173	6,991,943,417	93,136,071,243
第26計算期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	7,068,232,696	15,239,449,131	84,964,854,808
第27計算期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	11,308,099,199	16,590,115,098	79,682,838,909
第28計算期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	9,223,512,416	10,463,970,322	78,442,381,003
第29計算期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	12,885,938,996	13,451,919,015	77,876,400,984

第30計算期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	33,075,499,640	9,066,860,662	101,885,039,962
第31計算期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	20,456,896,135	7,427,466,192	114,914,469,905
第32計算期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	14,401,517,710	8,806,470,161	120,509,517,454

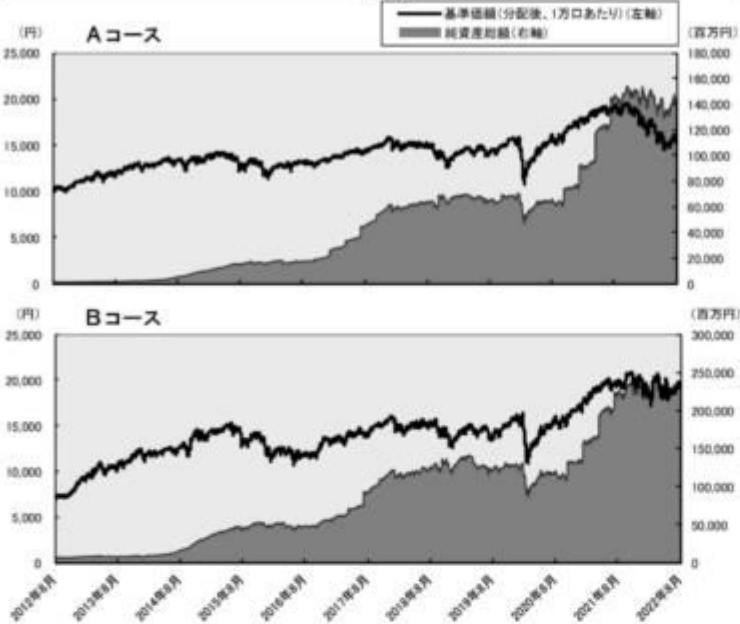
※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

《参考情報》

運用実績 (2022年8月31日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

Aコース		
2022年7月	250 円	
2022年1月	350 円	
2021年7月	350 円	
2021年1月	300 円	
2020年7月	300 円	
設定来累計	5,260 円	

Bコース		
2022年7月	350 円	
2022年1月	350 円	
2021年7月	350 円	
2021年1月	300 円	
2020年7月	300 円	
設定来累計	5,090 円	

主要な資産の状況

銘柄別投資比率(上位)

Aコース

順位	銘柄 (「適格機関投資家専用」を省略しております (7.8位を除く。))	投資比率 (%)
1	野村DFA海外株式バリュートファンドF	18.4
2	野村ウエリントン・グローバル・オポチュニスティック・バリュート (除く日本)F	16.0
3	ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ (除く日本)F	12.7
4	ティー・ロウ・ブライズ 海外株式ファンドF	10.7
5	サンズ・グローバル・エクイティ (除く日本)F	10.3
6	グローバル・エクイティ (除く日本)・ファンドF	9.2
7	ノムラ・ワールド (除く日本)エクイティ・ファンドF	4.6
8	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢー新興国株式FC	3.7
9	ペイリー・ギフォード米国成長株ファンドF	3.6
10	GEMエマージング株式フォーカスF	3.5

Bコース

順位	銘柄 (「適格機関投資家専用」を省略しております (7.8位を除く。))	投資比率 (%)
1	野村DFA海外株式バリュートファンドFB	18.5
2	野村ウエリントン・グローバル・オポチュニスティック・バリュート (除く日本)FB	16.0
3	ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ (除く日本)FB	12.6
4	ティー・ロウ・ブライズ 海外株式ファンドFB	10.7
5	サンズ・グローバル・エクイティ (除く日本)FB	10.3
6	グローバル・エクイティ (除く日本)・ファンドFB	9.0
7	ノムラ・ワールド (除く日本)エクイティ・ファンドFB	4.7
8	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢー新興国株式FD	3.7
9	ペイリー・ギフォード米国成長株ファンドFB	3.6
10	GEMエマージング株式フォーカスFB	3.5

年間収益率の推移

(暦年ベース)



第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドは、投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。ファンドの買付けの申込みを行なう投資家は、投資一任口座を開設した者等に限るものとします。

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2) 申込締切時間

午後3時までにて取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

(3) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

※申込日当日のニューヨーク証券取引所が休場の場合。

(4) 販売単位

1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）とします。

(5) 販売価額

取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

(6) 申込代金の支払い

取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

(7)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受け付けを取り消す場合があります。

(8)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

(3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4)換金単位

1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5)換金価額

解約申込み受付日の翌々営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。またこの他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

(7)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

(8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

(9)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法[※]により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

上場投資信託証券 (ETF)	原則として、基準価額計算日 [※] の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※ 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします(2006年10月4日設定)。

（４）【計算期間】

原則として、毎年1月21日から7月20日までおよび7月21日から翌年1月20日までとします。

また、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により各ファンドにつき受益権の口数が50億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

（i）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ii）上記（i）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

（iii）上記（ii）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記（a）の信託契約の解約をしません。

（iv）委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（v）上記（ii）から（iv）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ii）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（vi）委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（vii）委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「（d）信託約款の変更（iv）」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(viii)受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c)運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

(d)信託約款の変更

- (i)委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ii)委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (iii)上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iv)上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。
- (v)委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (vi)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(e)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対

して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(d)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(g)関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手續等」を

ご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

野村ファンドラップ外国株 Aコース

野村ファンドラップ外国株 Bコース

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期計算期間(2022年1月21日から2022年7月20日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【野村ファンドラップ外国株 Aコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第31期 (2022年 1月20日現在)	第32期 (2022年 7月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	7,742	8,449
コール・ローン	4,841,324,197	4,120,287,362
投資信託受益証券	141,583,698,776	129,410,221,229
流動資産合計	146,425,030,715	133,530,517,040
資産合計	146,425,030,715	133,530,517,040
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,793,233,525	2,224,018,306
未払解約金	129,060,509	191,877,499
未払受託者報酬	15,957,768	15,383,477
未払委託者報酬	199,472,085	192,293,475
未払利息	3,059	1,701
その他未払費用	2,393,600	2,307,460
流動負債合計	3,140,120,546	2,625,881,918
負債合計	3,140,120,546	2,625,881,918
純資産の部		
元本等		
元本	79,806,672,170	88,960,732,274
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	63,478,237,999	41,943,902,848
（分配準備積立金）	13,025,041,162	10,107,112,775
元本等合計	143,284,910,169	130,904,635,122
純資産合計	143,284,910,169	130,904,635,122
負債純資産合計	146,425,030,715	133,530,517,040

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日	第32期 自 2022年 1月21日 至 2022年 7月20日
営業収益		
受取配当金	32,415,432	-
有価証券売買等損益	△2,087,418,043	△25,270,470,020
為替差損益	23,093,445	707
その他収益	3,631	-
営業収益合計	△2,031,905,535	△25,270,469,313
営業費用		
支払利息	460,598	186,962
受託者報酬	15,957,768	15,383,477
委託者報酬	199,472,085	192,293,475
その他費用	2,503,775	2,346,552
営業費用合計	218,394,226	210,210,466
営業利益又は営業損失（△）	△2,250,299,761	△25,480,679,779
経常利益又は経常損失（△）	△2,250,299,761	△25,480,679,779
当期純利益又は当期純損失（△）	△2,250,299,761	△25,480,679,779
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	148,354,052	△758,180,550
期首剰余金又は期首欠損金（△）	54,969,772,868	63,478,237,999
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,609,694,727	9,216,604,251
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,609,694,727	9,216,604,251
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,909,342,258	3,804,421,867
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,909,342,258	3,804,421,867
分配金	2,793,233,525	2,224,018,306
期末剰余金又は期末欠損金（△）	63,478,237,999	41,943,902,848

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年 1月21日から2022年 7月20日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第31期 2022年 1月20日現在	第32期 2022年 7月20日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 79,806,672,170口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 88,960,732,274口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.7954円 (10,000口当たり純資産額) (17,954円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.4715円 (10,000口当たり純資産額) (14,715円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日	第32期 自 2022年 1月21日 至 2022年 7月20日																								
1.分配金の計算過程	1.分配金の計算過程																								
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>0円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>55,547,926,520円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	55,547,926,520円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>0円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>64,131,268,977円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	64,131,268,977円
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	0円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																							
収益調整金額	C	55,547,926,520円																							
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	0円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																							
収益調整金額	C	64,131,268,977円																							

分配準備積立金額	D	15,818,274,687円	分配準備積立金額	D	12,331,131,081円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	71,366,201,207円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	76,462,400,058円
当ファンドの期末残存口数	F	79,806,672,170口	当ファンドの期末残存口数	F	88,960,732,274口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,942円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,595円
10,000口当たり分配金額	H	350円	10,000口当たり分配金額	H	250円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,793,233,525円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,224,018,306円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日	第32期 自 2022年 1月21日 至 2022年 7月20日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第31期 2022年 1月20日現在	第32期 2022年 7月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日	第32期 自 2022年 1月21日 至 2022年 7月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日	第32期 自 2022年 1月21日 至 2022年 7月20日
期首元本額 64,678,489,760円	期首元本額 79,806,672,170円
期中追加設定元本額 19,712,276,605円	期中追加設定元本額 14,017,329,706円
期中一部解約元本額 4,584,094,195円	期中一部解約元本額 4,863,269,602円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日	第32期 自 2022年 1月21日 至 2022年 7月20日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△2,636,250,113	△22,898,346,660
合計	△2,636,250,113	△22,898,346,660

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2022年7月20日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2022年7月20日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	GIMエマージング株式フォーカスF (適格機関投資家専用)	260,721	4,588,950,321	
		MFS欧州株ファンドF (適格機関投資家専用)	99,953	2,064,929,027	
		グローバル・エクイティ (除く日本)・ファンドF (適格機関投資家専用)	287,441	11,658,319,519	
		ノムラーアカディアン新興国株ファンドF (適格機関投資家専用)	188,083	3,541,038,641	
		ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF (適格機関投資家専用)	1,084,823	14,022,422,098	
		野村DFA海外株式バリューファンドF (適格機関投資家専用)	2,132,036	23,765,805,292	
		サンズ・グローバル・エクイティ (除く日本) F (適格機関投資家専用)	1,758,595	13,713,523,810	
		ベイリー・ギフォード米国成長株ファンドF (適格機関投資家専用)	1,049,120	4,699,008,480	
		ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ (除く日本) F (適格機関投資家専用)	2,279,643	17,035,772,139	
		ティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式ファンドF (適格機関投資家専用)	260,886	2,417,108,790	
		野村ウエリントン・グローバル・オポチュニスティック・バリュー (除く日本) F (適格機関投資家専用)	2,299,300	21,116,771,200	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIII－新興国株式FC	436,981	4,850,489,100	
		ノムラ・ワールド (除く日本) エクイティ・ファンドF	450,454	5,936,082,812	
	小計	銘柄数：13 組入時価比率：98.9%	12,588,036	129,410,221,229 100.0%	
合計				129,410,221,229	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【野村ファンドラップ外国株 Bコース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第31期 (2022年 1月20日現在)	第32期 (2022年 7月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	12,844	14,016
コール・ローン	7,415,309,353	7,257,839,721
投資信託受益証券	218,739,923,311	220,870,778,991
流動資産合計	226,155,245,508	228,128,632,728
資産合計	226,155,245,508	228,128,632,728
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,022,006,446	4,217,833,110
未払解約金	79,235,270	279,026,045
未払受託者報酬	24,783,986	24,837,237
未払委託者報酬	309,799,828	310,465,401
未払利息	4,686	2,996
その他未払費用	3,717,538	3,725,526
流動負債合計	4,439,547,754	4,835,890,315
負債合計	4,439,547,754	4,835,890,315
純資産の部		
元本等		
元本	114,914,469,905	120,509,517,454
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	106,801,227,849	102,783,224,959
（分配準備積立金）	33,776,650,441	27,207,650,574
元本等合計	221,715,697,754	223,292,742,413
純資産合計	221,715,697,754	223,292,742,413
負債純資産合計	226,155,245,508	228,128,632,728

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日	第32期 自 2022年 1月21日 至 2022年 7月20日
営業収益		
受取配当金	48,337,953	-
有価証券売買等損益	4,929,497,989	△4,481,716,681
為替差損益	369,153,573	1,172
その他収益	24,869	-
営業収益合計	5,347,014,384	△4,481,715,509
営業費用		
支払利息	654,299	272,362
受託者報酬	24,783,986	24,837,237
委託者報酬	309,799,828	310,465,401
その他費用	3,849,065	3,770,982
営業費用合計	339,087,178	339,345,982
営業利益又は営業損失（△）	5,007,927,206	△4,821,061,491
経常利益又は経常損失（△）	5,007,927,206	△4,821,061,491
当期純利益又は当期純損失（△）	5,007,927,206	△4,821,061,491
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	547,478,267	△168,628,529
期首剰余金又は期首欠損金（△）	93,190,758,797	106,801,227,849
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,976,282,117	12,979,432,461
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,976,282,117	12,979,432,461
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,804,255,558	8,127,169,279
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,804,255,558	8,127,169,279
分配金	4,022,006,446	4,217,833,110
期末剰余金又は期末欠損金（△）	106,801,227,849	102,783,224,959

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2022年 1月21日から2022年 7月20日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第31期 2022年 1月20日現在	第32期 2022年 7月20日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 114,914,469,905口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 120,509,517,454口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9294円 (10,000口当たり純資産額) (19,294円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8529円 (10,000口当たり純資産額) (18,529円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日	第32期 自 2022年 1月21日 至 2022年 7月20日																								
1.分配金の計算過程	1.分配金の計算過程																								
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>43,016,834円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>4,417,033,528円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>107,030,465,860円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	43,016,834円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,417,033,528円	収益調整金額	C	107,030,465,860円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>0円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>116,284,522,698円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	116,284,522,698円
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	43,016,834円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,417,033,528円																							
収益調整金額	C	107,030,465,860円																							
項目																									
費用控除後の配当等収益額	A	0円																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																							
収益調整金額	C	116,284,522,698円																							

分配準備積立金額	D	33,338,606,525円	分配準備積立金額	D	31,425,483,684円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	144,829,122,747円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	147,710,006,382円
当ファンドの期末残存口数	F	114,914,469,905口	当ファンドの期末残存口数	F	120,509,517,454口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,603円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,257円
10,000口当たり分配金額	H	350円	10,000口当たり分配金額	H	350円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,022,006,446円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,217,833,110円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日	第32期 自 2022年 1月21日 至 2022年 7月20日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第31期 2022年 1月20日現在	第32期 2022年 7月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日	第32期 自 2022年 1月21日 至 2022年 7月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日	第32期 自 2022年 1月21日 至 2022年 7月20日
期首元本額 101,885,039,962円	期首元本額 114,914,469,905円
期中追加設定元本額 20,456,896,135円	期中追加設定元本額 14,401,517,710円
期中一部解約元本額 7,427,466,192円	期中一部解約元本額 8,806,470,161円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第31期 自 2021年 7月21日 至 2022年 1月20日	第32期 自 2022年 1月21日 至 2022年 7月20日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	2,855,243,602	△5,541,334,959
合計	2,855,243,602	△5,541,334,959

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2022年7月20日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2022年7月20日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	GIMエマージング株式フォーカスFB (適格機関投資家専用)	309,448	7,885,044,488	
		MFS欧州株ファンドFB (適格機関投資家専用)	190,304	3,454,588,512	
		グローバル・エクイティ (除く日本)・ファンドFB (適格機関投資家専用)	349,135	19,906,630,295	
		ノムラーアカディアン新興国株ファンドFB (適格機関投資家専用)	212,309	6,023,630,948	
		ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドFB (適格機関投資家専用)	1,471,561	23,934,939,665	
		野村DFA海外株式バリューファンドFB (適格機関投資家専用)	2,840,419	40,586,747,091	
		サンズ・グローバル・エクイティ (除く日本) FB (適格機関投資家専用)	2,426,591	23,436,015,878	
		ベイリー・ギフォード米国成長株ファンドFB (適格機関投資家専用)	1,448,161	8,067,704,931	
		ウィリアム・ブレア・グローバル・リーダーズ (除く日本) FB (適格機関投資家専用)	3,360,098	29,027,886,622	
		ティー・ロウ・プライス 新興国ディスカバリー株式ファンドFB (適格機関投資家専用)	406,812	4,124,666,868	
		野村ウエリントン・グローバル・オポチュニスティック・バリュー (除く日本) FB (適格機関投資家専用)	3,636,197	35,965,624,527	
		ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドIII－新興国株式FD	372,144	8,321,139,840	
		ノムラ・ワールド (除く日本) エクイティ・ファンドFB	647,347	10,136,159,326	
	小計	銘柄数：13 組入時価比率：98.9%	17,670,526	220,870,778,991 100.0%	
合計				220,870,778,991	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村ファンドラップ外国株 Aコース

2022年8月31日現在

I 資産総額	139,438,780,343円
II 負債総額	298,279,367円
III 純資産総額（I－II）	139,140,500,976円
IV 発行済口数	91,584,736,972口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.5193円

野村ファンドラップ外国株 Bコース

2022年8月31日現在

I 資産総額	231,452,681,573円
II 負債総額	375,996,978円
III 純資産総額（I－II）	231,076,684,595円
IV 発行済口数	120,257,621,396口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.9215円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にした

がい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとし
ます。

- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2022年8月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

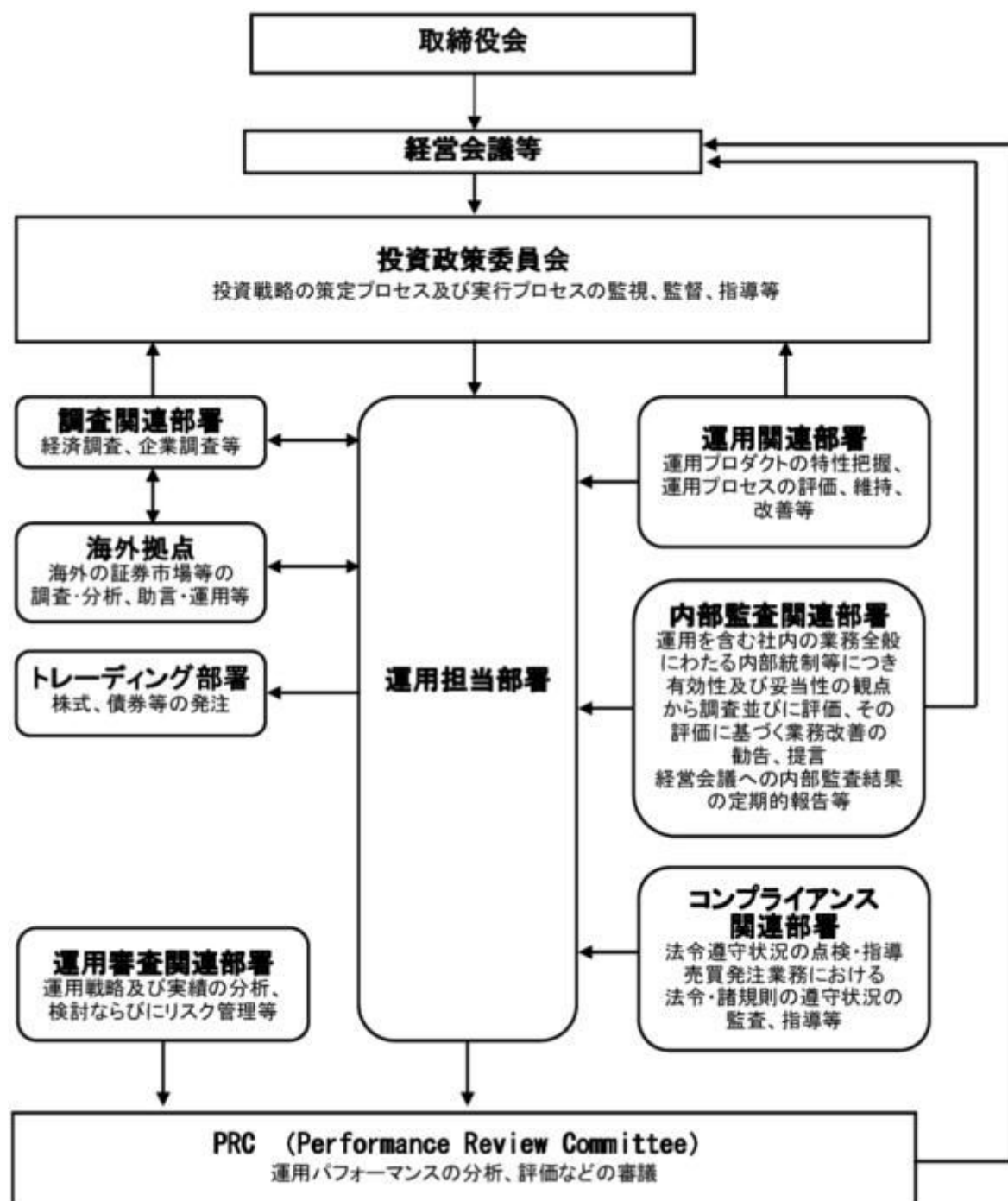
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2022年7月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	1,014	39,047,860
単位型株式投資信託	195	741,370
追加型公社債投資信託	14	6,377,672
単位型公社債投資信託	501	1,364,812
合計	1,724	47,531,713

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		4,281	2,006
金銭の信託		35,912	35,894
有価証券		30,400	29,300
前払金		-	11
前払費用		167	454
未収入金		632	694
未収委託者報酬		24,499	27,176
未収運用受託報酬		4,347	4,002
短期貸付金		-	1,835
その他		268	57
貸倒引当金		△14	△15
流動資産計		100,496	101,417
固定資産			
有形固定資産		2,666	1,744
建物	※ 2	1,935	1,219
器具備品	※ 2	731	525
無形固定資産		5,429	5,210
ソフトウェア		5,428	5,209
その他		0	0

投資その他の資産			16,487		16,067
投資有価証券		1,767		2,201	
関係会社株式		9,942		9,214	
長期差入保証金		330		443	
長期前払費用		15		13	
前払年金費用		1,301		1,297	
繰延税金資産		3,008		2,784	
その他		122		112	
固定資産計			24,583		23,023
資産合計			125,080		124,440

		前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			123		120
未払金			16,948		17,615
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		8		17	
未払手数料		7,256		8,357	
関係会社未払金		8,671		8,149	
その他未払金		1,011		1,089	
未払費用	※ 1		9,171		9,512
未払法人税等			2,113		1,319
前受収益			22		22
賞与引当金			3,795		4,416
その他			-		121
流動負債計			32,175		33,127
固定負債					
退職給付引当金			3,299		3,194
時効後支払損引当金			580		588
資産除去債務			1,371		1,123
固定負債計			5,250		4,905
負債合計			37,425		38,033
(純資産の部)					
株主資本			87,596		86,232
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,686		55,322
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		56,001		54,637	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		31,395		30,030	
評価・換算差額等			57		174
その他有価証券評価差額金			57		174
純資産合計			87,654		86,407
負債・純資産合計			125,080		124,440

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			106,355		115,733
運用受託報酬			16,583		17,671
その他営業収益			428		530
営業収益計			123,367		133,935
営業費用					
支払手数料			34,739		39,087
広告宣伝費			1,005		804
公告費			0		0
調査費			24,506		26,650
調査費		5,532		4,867	
委託調査費		18,974		21,783	
委託計算費			1,358		1,384
営業雑経費			4,149		3,094
通信費		73		72	
印刷費		976		918	
協会費		88		79	
諸経費		3,011		2,023	
営業費用計			65,760		71,021
一般管理費					
給料			10,985		12,033
役員報酬		147		229	
給料・手当		7,156		7,375	
賞与		3,682		4,427	
交際費			35		47
旅費交通費			64		65
租税公課			1,121		1,049
不動産賃借料			1,147		1,432
退職給付費用			1,267		1,212
固定資産減価償却費			2,700		2,525
諸経費			10,739		11,190
一般管理費計			28,063		29,556
営業利益			29,542		33,357

		前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	4,540		3,530	

受取利息		0		10	
金銭の信託運用益		1,698		-	
その他		447		1,268	
営業外収益計			6,687		4,809
営業外費用					
金銭の信託運用損		-		1,387	
時効後支払損引当金繰入額		13		12	
為替差損		26		23	
その他		32		266	
営業外費用計			72		1,689
経常利益			36,157		36,477
特別利益					
投資有価証券等売却益		71		26	
株式報酬受入益		48		53	
固定資産売却益		-		9	
資産除去債務履行差額		-		141	
移転補償金		2,077		-	
特別利益計			2,197		230
特別損失					
投資有価証券等売却損		-		0	
投資有価証券等評価損		36		-	
関係会社株式評価損		582		727	
固定資産除却損	※ 2	105		374	
資産除去債務履行差額		-		0	
事務所移転費用		406		54	
特別損失計			1,129		1,158
税引前当期純利益			37,225		35,549
法人税、住民税及び事業税			11,239		10,474
法人税等調整額			△290		171
当期純利益			26,276		24,904

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270
当期変動額									
剰余金の配当							△23,950	△23,950	△23,950
当期純利益							26,276	26,276	26,276

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	2,326	2,326	2,326
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	10	10	85,281
当期変動額			
剰余金の配当			△23,950
当期純利益			26,276
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	46	46	46
当期変動額合計	46	46	2,372
当期末残高	57	57	87,654

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当期変動額									
剰余金の配当							△26,268	△26,268	△26,268
当期純利益							24,904	24,904	24,904
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△1,364	△1,364	△1,364
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当期変動額			
剰余金の配当			△26,268
当期純利益			24,904
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	116	116	116
当期変動額合計	116	116	△1,247
当期末残高	174	174	86,407

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法						
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法						
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法						
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。						
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。						

	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
7. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
8. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。
9. 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

これにより、営業外収益に計上しておりますシステム利用サービスに係る収益について、従来は、当該システム利用サービスに係るシステム関連費用を控除し、純額で認識しておりましたが、控除せず、総額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識に関する注記」については記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

[未適用の会計基準等]

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）

（1）概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

（2）適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において、連結納税制度を見直しグループ通算制度へ移行することとされたことを受け、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを明らかにすることを目的として企業基準委員会から公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2021年3月31日)	当事業年度末 (2022年3月31日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,256百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,223百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 346百万円 器具備品 643 合計 990	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 589百万円 器具備品 618 合計 1,207

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 4,334百万円	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 3,525百万円

※ 2. 固定資産除却損		※ 2. 固定資産除却損	
建物	-百万円	建物	346百万円
器具備品	2	器具備品	28
ソ フ ト ウ ェ	102	ソ フ ト ウ ェ	-
ア		ア	
合計	105	合計	374

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金

1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約

に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,281	4,281	-
(2)金銭の信託	35,912	35,912	-
(3)未収委託者報酬	24,499	24,499	-
(4)未収運用受託報酬	4,347	4,347	-
(5)有価証券及び投資有価証券	30,400	30,400	-
その他有価証券	30,400	30,400	-
資産計	99,441	99,441	-
(6)未払金	16,948	16,948	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	8	8	-
未払手数料	7,256	7,256	-
関係会社未払金	8,671	8,671	-
その他未払金	1,011	1,011	-
(7)未払費用	9,171	9,171	-
(8)未払法人税等	2,113	2,113	-
負債計	28,233	28,233	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており

ます。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,767百万円、関係会社株式9,942百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について618百万円（投資有価証券35百万円、関係会社株式582百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	4,281	-	-	-
金銭の信託	35,912	-	-	-
未収委託者報酬	24,499	-	-	-
未収運用受託報酬	4,347	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	30,400	-	-	-
合計	99,441	-	-	-

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、

親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2)その他（デリバティブ取引）	121	121	-
負債計	121	121	-

（注）１ 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注）２ 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）１、２	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

（※）１ 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

２ 非上場株式等について、当事業年度において727百万円減損処理を行っております。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	-	-	-
未収委託者報酬	27,176	-	-	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-	-	-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）（※）	-	1,736	-	1,736
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引（通貨関連）	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

（※）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2021年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2021年3月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	9,835
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2021年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 譲渡性預金	30,400	30,400	-
小計	30,400	30,400	-
合計	30,400	30,400	-

※非上場株式（貸借対照表計上額312百万円）及び投資事業有限責任組合への出資金（貸借対照表計上額1,455百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2022年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2022年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額315百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,886百万円）は、記載していません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	△121	△121

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,761 百万円
勤務費用	1,016
利息費用	139
数理計算上の差異の発生額	△893
退職給付の支払額	△781
その他	28
退職給付債務の期末残高	23,270

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,413 百万円
期待運用収益	409
数理計算上の差異の発生額	1,328
事業主からの拠出額	824
退職給付の支払額	△626
年金資産の期末残高	19,349

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	19,959 百万円
年金資産	△19,349
	610
非積立型制度の退職給付債務	3,311
未積立退職給付債務	3,921
未認識数理計算上の差異	△2,074
未認識過去勤務費用	151
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998
退職給付引当金	3,299
前払年金費用	△1,301
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,998

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,016 百万円
利息費用	139
期待運用収益	△409
数理計算上の差異の費用処理額	469
過去勤務費用の費用処理額	△34
確定給付制度に係る退職給付費用	1,182

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	52%
株式	30%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.8%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	△1,521
退職給付の支払額	△904
その他	△14
退職給付債務の期末残高	21,967

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	△258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	△672
年金資産の期末残高	19,687

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	△19,687
	△879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	△489
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	△1,297
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	△454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	△45
確定給付制度に係る退職給付費用	959

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (2021年3月31日)	当事業年度末 (2022年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産 百万円	繰延税金資産 百万円
賞与引当金 1,176	賞与引当金 1,381
退職給付引当金 1,022	退職給付引当金 990
関係会社株式評価減 784	関係会社株式評価減 1,010
未払事業税 430	未払事業税 285
投資有価証券評価減 428	投資有価証券評価減 110
減価償却超過額 223	減価償却超過額 272
時効後支払損引当金 179	時効後支払損引当金 182
関係会社株式売却損 148	関係会社株式売却損 505
ゴルフ会員権評価減 135	ゴルフ会員権評価減 92
資産除去債務 425	資産除去債務 348
未払社会保険料 95	未払社会保険料 114
その他 358	その他 84
繰延税金資産小計 5,410	繰延税金資産小計 5,376
評価性引当額 △1,530	評価性引当額 △1,795
繰延税金資産合計 3,879	繰延税金資産合計 3,581
繰延税金負債	繰延税金負債
資産除去債務に対応する除去費用 △361	資産除去債務に対応する除去費用 △233
関係会社株式評価益 △80	関係会社株式評価益 △81
その他有価証券評価差額金 △25	その他有価証券評価差額金 △78
前払年金費用 △403	前払年金費用 △402
繰延税金負債合計 △871	繰延税金負債合計 △796
繰延税金資産の純額 3,008	繰延税金資産の純額 2,784

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 (調整)	法定実効税率 (調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	受取配当金等永久に益金に算入されない項目
タックスヘイブン税制	タックスヘイブン税制
外国税額控除	外国税額控除
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税
その他	その他
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
前事業年度		当事業年度	
自	2020年4月 1日	自	2021年4月 1日
至	2021年3月31日	至	2022年3月31日
期首残高	-	1,371	
有形固定資産の取得に伴う増加	1,371	48	
資産除去債務の履行による減少	-	△296	
期末残高	1,371	1,123	

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）

委託者報酬	115,670百万円
運用受託報酬	16,675百万円
成功報酬（注）	1,058百万円
その他営業収益	530百万円
合計	133,935百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域

ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

（イ）子会社等
該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	26,722	未払手数料	5,690
							コマーシャル・ペーパーの償還（*2）	20,000	有価証券	-
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（*2） コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー ム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	3,427	短期貸付金	1,835
							資金の返済	1,709		
							貸付金利息の受取	9	未収利息	4

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*1)	29,119	未払手数料	6,013

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
1株当たり純資産額	17,018円01銭	1株当たり純資産額	16,775円81銭
1株当たり当期純利益	5,101円61銭	1株当たり当期純利益	4,835円10銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	26,276百万円	損益計算書上の当期純利益	24,904百万円
普通株式に係る当期純利益	26,276百万円	普通株式に係る当期純利益	24,904百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

＊2022年7月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

＊2022年7月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1)受託者

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2022年 4月 8日	有価証券届出書の訂正届出書
2022年 4月 8日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

2022年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

湯 原 尚

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

津 村 健二郎

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

水 永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年9月30日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

河野 明 史

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ファンドラップ外国株 Aコースの2022年1月21日から2022年7月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ファンドラップ外国株 Aコースの2022年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年9月30日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

河野 明 史

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村ファンドラップ外国株 Bコースの2022年1月21日から2022年7月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ファンドラップ外国株 Bコースの2022年7月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。